

交付図書の訂正について

令和5年10月13日付けで入札公告を行った「東北自動車道 R6松尾八幡平～安代間舗装補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格申請者へ送付いたします。

令和 5年 11月14日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長 田仲 博幸

【訂正内容】

- ・ 特記仕様書
- ・ 金抜設計書
- ・ 数量明細書
- ・ 割掛対象表参考内訳書
- ・ 設計図

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

特記仕様書
(P17)

(誤)

5-(1) 用・排水溝 PuL (GL2)・0.25・0.25 (F) (PA)	再生クラッシャー ラン	約11.0m ³	
5-(1) 用・排水溝 PuL (GL2)・0.25・0.25~ 0.80 (F) (PA)	再生クラッシャー ラン	約2.5m ³	
14-(10) 舗装工 インターロッキングブロック舗装 (PA)	再生クラッシャー ラン	約84.5m ³	
18-(4) 緑石工 工場製コンクリート緑石A (PA)	再生クラッシャー ラン	約0.3m ³	
18-(4) 緑石工 工場製コンクリート緑石B (PA)	再生クラッシャー ラン	約1.2m ³	
特-(9) 車止め工 A (PA)	再生クラッシャー ラン	約1.0m ³	
特-(12) 警告ブロック 点状ブロック (PA)	再生クラッシャー ラン	約6.5m ³	
特-(12) 警告ブロック 線状ブロック (PA)	再生クラッシャー ラン	約0.5m ³	

(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-12)を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

- 1) 再生骨材等にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内の再資源化施設とする。
- 2) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(正)

5-(1) 用・排水溝 PuL (GL2)・0.30・0.30 (F) (PA)	再生クラッシャー ラン	約11.0m ³	
5-(1) 用・排水溝 St (S)・φ0.30 (F) (PA)	再生クラッシャー ラン	約33.3m ³	
5-(1) 用・排水溝 CSB・φ0.40 (F) (PA)	再生クラッシャー ラン	約2.5m ³	
5-(1) 集水ます Type A (PA)	再生クラッシャー ラン	約0.5m ³	
14-(10) 舗装工 インターロッキングブロック舗装 (PA)	再生クラッシャー ラン	約84.5m ³	
18-(4) 緑石工 工場製コンクリート緑石A (PA)	再生クラッシャー ラン	約0.3m ³	
18-(4) 緑石工 工場製コンクリート緑石B (PA)	再生クラッシャー ラン	約1.2m ³	
特-(7) 車止め工 A (PA)	再生クラッシャー ラン	約1.0m ³	
特-(10) 警告ブロック 点状ブロック (PA)	再生クラッシャー ラン	約6.5m ³	
特-(10) 警告ブロック 線状ブロック (PA)	再生クラッシャー ラン	約0.5m ³	

(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-12)を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

- 1) 再生骨材等にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内の再資源化施設とする。
- 2) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

16-2 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
コンクリート塊 (有筋)	松尾八幡平IC～安代IC 安代JCT～浄法寺IC	床版補修工 撤去工 伸縮装置取替	約415t	再資源化施設へ搬入
コンクリート塊 (無筋)	松尾八幡平IC～滝沢IC 前森山PA(上下線) 畑PA(上下線)	構造物等取壊し工 撤去工	約2t	再資源化施設へ搬入
アスファルト・コンクリート塊	松尾八幡平IC～安代IC 安代JCT～浄法寺IC 前森山PA(上下線) 畑PA(上下線)	切削オーバーレイ工 路面切削工	約32,417t	再資源化施設へ搬入
建設汚泥	松尾八幡平IC～安代IC 安代JCT～浄法寺IC	床版上面はつり工 (WJ)	—	最終処分
建設発生土	前森山PA(上下線) 畑PA(上下線)	捨土掘削	124m ³	最終処分

(2) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は下表のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (有筋)	(株)伊藤組	岩手県滝沢市後268-585	混入物不可。夜間不可。
コンクリート塊 (無筋)	(株)伊藤組	岩手県滝沢市後268-585	混入物不可。夜間不可。
アスファルト・コンクリート塊	(株)伊藤組	岩手県滝沢市後268-585	混入物不可。夜間不可。

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 「建設発生土」の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
建設発生土	高橋重機(株)	岩手県八幡平市松尾寄木 15地割431番地1	夜間は事前協議による。

なお、監督員が必要であると認めて処理施設の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 床版上面はつり工により発生する建設汚泥の取扱いについては監督員と受注者で協議し定めるものとする。

16-2 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法
コンクリート塊 (有筋)	松尾八幡平IC～安代IC 安代JCT～浄法寺IC	床版補修工 撤去工 伸縮装置取替	約415t	再資源化施設へ搬入
コンクリート塊 (無筋)	松尾八幡平IC～安代IC 前森山PA(上下線) 畑PA(上下線)	構造物等取壊し工 撤去工	約2t	再資源化施設へ搬入
アスファルト・コンクリート塊	松尾八幡平IC～安代IC 安代JCT～浄法寺IC 前森山PA(上下線) 畑PA(上下線)	切削オーバーレイ工 路面切削工	約32,417t	再資源化施設へ搬入
建設汚泥	松尾八幡平IC～安代IC 安代JCT～浄法寺IC	床版上面はつり工 (WJ)	—	最終処分
建設発生土	前森山PA(上下線) 畑PA(上下線)	捨土掘削	124m ³	最終処分

(2) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は下表のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (有筋)	(株)伊藤組	岩手県滝沢市後268-585	混入物不可。夜間不可。
コンクリート塊 (無筋)	(株)伊藤組	岩手県滝沢市後268-585	混入物不可。夜間不可。
アスファルト・コンクリート塊	(株)伊藤組	岩手県滝沢市後268-585	混入物不可。夜間不可。

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 「建設発生土」の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
建設発生土	高橋重機(株)	岩手県八幡平市松尾寄木 15地割431番地1	夜間は事前協議による。

なお、監督員が必要であると認めて処理施設の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 床版上面はつり工により発生する建設汚泥の取扱いについては監督員と受注者で協議し定めるものとする。

25-5 のり面工

25-5-1 植生マット工

(1) 定義

共通仕様書4-10-2「種別」に以下の項目を追加する。

単価表の項目	作業内容
植生マット工 A (PA)	前森山PA・畑PA内ののり面に、種子、肥料などを装着したシート状のものを目串等で固定するものをいう。

(2) 支払

共通仕様書4-10-6「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
4-(6)	植生マット工 植生マット工 A (PA)	m ²

25-6 用・排水構築物工

25-6-1 用・排水構築物

共通仕様書5-4「用排水構築物工」に、下表の項目を追加する。

(1) 用・排水溝種別

単価表の項目	内容	設計図書に示す記号
用・排水溝 PuL (GL2)・0.30・0.30 (F) (PA)	プレキャストコンクリート側溝 グレーチング蓋付 (車道用)	用・排水溝 PuL(GL2)・0.30 ・0.30(F) (PA)
用・排水溝 St (S)・φ0.30 (F) (PA)	プレキャスト円形水路	用・排水溝 St(S)・φ0.30(F) (PA)
用・排水溝 CSB・φ0.40 (F) (PA)	コンクリート管渠	用・排水溝 CSB・φ0.40(F) (PA)

(2) 集水ます種別

単価表の項目	内容	
Type A (PA)	集水ます	集水ます Dc-(GL)-0.80・0.80(F) (PA)

25-6-2 支払

共通仕様書5-4-5「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
5-(1)	用・排水溝 PuL (GL2)・0.30・0.30 (F) (PA) St (S)・φ0.30 (F) (PA) CSB・φ0.40 (F) (PA)	m m m

25-5 のり面工

25-5-1 植生マット工

(1) 定義

共通仕様書4-10-2「種別」に以下の項目を追加する。

単価表の項目	作業内容
植生マット工 A (PA)	前森山PA・畑PA内ののり面に、種子、肥料などを装着したシート状のものを目串等で固定するものをいう。

(2) 支払

共通仕様書4-10-6「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
4-(6)	植生マット工 植生マット工 A (PA)	m ²

25-6 用・排水構築物工

25-6-1 用・排水構築物

共通仕様書5-4「用排水構築物工」に、下表の項目を追加する。

(1) 用・排水溝種別

単価表の項目	内容	設計図書に示す記号
用・排水溝 PuL (GL2)・0.30・0.30 (F) (PA)	プレキャストコンクリート側溝 グレーチング蓋付 (車道用)	用・排水溝 PuL(GL2)・0.30 ・0.30(F) (PA)
用・排水溝 St (S)・φ0.30 (F) (PA)	プレキャスト円形水路	用・排水溝 St(S)・φ0.30(F) (PA)
用・排水溝 CSB・φ0.40 (F) (PA)	コンクリート管渠	用・排水溝 CSB・φ0.40(F) (PA)

(2) 集水ます種別

単価表の項目	内容	
Type A (PA)	集水ます	集水ます Dc-(GL)-0.80・0.80・1.00(F) (PA)

25-6-2 支払

共通仕様書5-4-5「支払」に以下の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
5-(1)	用・排水溝 PuL (GL2)・0.30・0.30 (F) (PA) St (S)・φ0.30 (F) (PA) CSB・φ0.40 (F) (PA)	m m m

混合物の種類	予定面積	実施予定場所	単価表の項目	摘要
高機能舗装Ⅱ型用混合物 試験舗装厚さ 4 c m 橋梁レベリング層用混合物 (最大粒径 1 3 m m) 試験舗装厚さ 3. 5 c m	約 1 5 0 m 2	西根 1 C 内プラザ	オーバーレイ工 KⅡ (t = 4 c m) 切削オーバーレイ工 KⅡ (t = 4 c m) レベリング工 F B 1 3 切削オーバーレイ工 KⅡ (t = 1 0 c m)	2層 施工
高機能舗装Ⅱ型用混合物 試験舗装厚さ 5 c m 基層用遮水性アスファルト混 合物 試験舗装厚さ 6 c m	約 1 5 0 m 2	西根 1 C 内プラザ	切削オーバーレイ工 KⅡ (t = 5 c m) 切削オーバーレイ工 KⅡ (t = 1 0 c m)	2層 施工
開粒度アスファルト混合物 試験舗装厚さ 4 c m (半たわみ性舗装)	約 1 5 0 m 2	西根 1 C 内プラザ	オーバーレイ工 オーバーレイ工開粒度 (t = 4 c m) (P A) セメントミルク注入工 A (P A)	1層 施工
開粒度アスファルト混合物 試験舗装厚さ 5 c m (半たわみ性舗装)	約 1 5 0 m 2	西根 1 C 内プラザ	オーバーレイ工 オーバーレイ工開粒度 (t = 5 c m) (P A) セメントミルク注入工 B (P A)	

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（混合物の種類、面積、場所など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合、これに要する費用について監督員と受注者として協議し定めるものとする。

25-10-7 舗装廃材の処理

共通仕様書 13-8-10 「舗装廃材の処理」に規定する舗装廃材の処理場所は、下表のとおりとする。

単価表の項目	舗装廃材の処理場所
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工 KⅡ (t = ○ c m)	再資源化施設への搬出
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工 A s b (t = ○ c m)	
路面切削工 A	
路面切削工 A (P A)	

注) ○は舗装厚を示す。

混合物の種類	予定面積	実施予定場所	単価表の項目	摘要
高機能舗装Ⅱ型用混合物 試験舗装厚さ 4 c m 橋梁レベリング層用混合物 (最大粒径 1 3 m m) 試験舗装厚さ 3. 5 c m	約 1 5 0 m 2	西根 1 C 内プラザ	オーバーレイ工 KⅡ (t = 4 c m) 切削オーバーレイ工 KⅡ (t = 4 c m) レベリング工 F B 1 3 切削オーバーレイ工 KⅡ (t = 1 0 c m)	2層 施工
高機能舗装Ⅱ型用混合物 試験舗装厚さ 5 c m 基層用遮水性アスファルト混 合物 試験舗装厚さ 6 c m	約 1 5 0 m 2	西根 1 C 内プラザ	オーバーレイ工 KⅡ (t = 5 c m) (P A) オーバーレイ工 オーバーレイ工 B i (t = 6 c m) (P A) 切削オーバーレイ工 KⅡ (t = 1 0 c m)	2層 施工
開粒度アスファルト混合物 試験舗装厚さ 4 c m (半たわみ性舗装)	約 1 5 0 m 2	西根 1 C 内プラザ	オーバーレイ工 オーバーレイ工開粒度 (t = 4 c m) (P A) セメントミルク注入工 A (t = 4 c m) (P A)	1層 施工
開粒度アスファルト混合物 試験舗装厚さ 5 c m (半たわみ性舗装)	約 1 5 0 m 2	西根 1 C 内プラザ	オーバーレイ工 オーバーレイ工開粒度 (t = 5 c m) (P A) セメントミルク注入工 B (t = 5 c m) (P A)	

試験舗装に先立ち、監督員の指示により試験舗装の内容（混合物の種類、面積、場所など）が変更となった場合は、その指示に従うものとする。なお、監督員が試験舗装の内容の変更を指示した場合、これに要する費用について監督員と受注者として協議し定めるものとする。

25-10-7 舗装廃材の処理

共通仕様書 13-8-10 「舗装廃材の処理」に規定する舗装廃材の処理場所は、下表のとおりとする。

単価表の項目	舗装廃材の処理場所
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工 KⅡ (t = ○ c m)	再資源化施設への搬出
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工 A s b (t = ○ c m)	
路面切削工 A	
路面切削工 A (P A)	

25-10-8 事前調査結果報告
 本工事の施工にあたっては、割掛対象表に示す「事前コア採取費」により採取したコアからひび割れ深さ等の事前調査の結果を監督員に報告し、アスファルト舗装改良工等の施工範囲及び施工数量の変更について、監督員の指示に従うものとする。

25-10-9 出来形基準
 (1) 出来形調査
 レベリング工及び路面切削工の出来形測定点は、「舗装施工管理要領」Ⅲ補修工事関係1-5「出来形基準」のインターチェンジ等のランプにおける間隔を適用し設けるものとする。
 (2) 出来形基準
 出来形基準は、「舗装施工管理要領」Ⅲ補修工事関係1-5「出来形基準」表Ⅲ-1-9のとおりとする。

25-10-10 数量の検測
 路面切削工の数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

25-10-11 支払
 共通仕様書13-8-16「支払」に規定する支払の項目に以下の項目を追加するものとする。
 路面切削工の支払は、前項に規定に従って検測した数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切削、切削、舗装廃材の処理等路面切削工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
13-(9)	オーバーレイ工	
	オーバーレイ工B (t=○cm)	m ³
	オーバーレイ工B (t=○cm) (PA)	m ³
	オーバーレイ工KⅡ (t=○cm)	m ³
	オーバーレイ工KⅡ (t=○cm) (PA)	m ³
	オーバーレイ工開粒度 (t=○cm) (PA)	m ³
	オーバーレイ工B i (t=○cm) (PA)	m ³
	オーバーレイ工A s b (t=○cm) (PA)	m ³
13-(10)	切削オーバーレイ工	
	切削オーバーレイ工KⅡ (t=○cm)	m ³
	切削オーバーレイ工A s b (t=○cm)	m ³

37

路面切削工 A	
路面切削工 A (PA)	

注) ○は舗装厚を示す。

25-10-8 事前調査結果報告
 本工事の施工にあたっては、割掛対象表に示す「事前コア採取費」により採取したコアからひび割れ深さ等の事前調査の結果を監督員に報告し、アスファルト舗装改良工等の施工範囲及び施工数量の変更について、監督員の指示に従うものとする。

25-10-9 出来形基準
 (1) 出来形調査
 レベリング工及び路面切削工の出来形測定点は、「舗装施工管理要領」Ⅲ補修工事関係1-5「出来形基準」のインターチェンジ等のランプにおける間隔を適用し設けるものとする。
 (2) 出来形基準
 出来形基準は、「舗装施工管理要領」Ⅲ補修工事関係1-5「出来形基準」表Ⅲ-1-9のとおりとする。

25-10-10 数量の検測
 路面切削工の数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

25-10-11 支払
 共通仕様書13-8-16「支払」に規定する支払の項目に以下の項目を追加するものとする。
 路面切削工の支払は、前項に規定に従って検測した数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切削、切削、舗装廃材の処理等路面切削工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
13-(9)	オーバーレイ工	
	オーバーレイ工B (t=○cm)	m ³
	オーバーレイ工B (t=○cm) (PA)	m ³
	オーバーレイ工KⅡ (t=○cm)	m ³
	オーバーレイ工KⅡ (t=○cm) (PA)	m ³
	オーバーレイ工開粒度 (t=○cm) (PA)	m ³
	オーバーレイ工B i (t=○cm) (PA)	m ³
	オーバーレイ工A s b (t=○cm) (PA)	m ³
13-(10)	切削オーバーレイ工	
	切削オーバーレイ工KⅡ (t=○cm)	m ³
	切削オーバーレイ工A s b (t=○cm)	m ³

37

25-23 路温計設置工

25-23-1 定義

路温計設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面に設置されている路温計について、路面切削前に撤去、新品材料による据付け、既設ケーブルとの接続を行うことをいう。

25-23-2 種別

路温計設置工の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
路温計設置工	下り線 544.410 k p
	上り線 544.450 k p

25-23-3 材料及び仕様

路温計設置工に使用する材料及び仕様は、「気象観測設備標準仕様書（施仕第22109号）（令和4年7月）2-4.機能及び仕様（1）路温計」によるものとする。

25-23-4 施工

路温計設置工の施工については、「機械・電気・通信設備標準設計図」に従い施工するものとし、路温計の設置位置は設計図書に示す位置（路肩）とする。なお、設置した路温計については、気象観測局本体との接続までを行うものとする。

25-23-5 数量の検測

路温計設置工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

25-23-6 支払

路温計設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路温計の撤去、撤去部材の運搬、処分、舗装取壊し、路温計の設置、樹脂モルタル、観測局本体への接続、路温計接続後の機器の調整等路温計設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完了するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（5）	路温計設置工	箇所
	路温計設置工	

25-24 セメントミルク注入工

25-24-1 定義

セメントミルク注入工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、開粒度アスファルト舗装施工後にセメントミルクを注入して半たわみ舗装化することをいう。

25-24-2 種別

セメントミルク注入工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

25-23 路温計設置工

25-23-1 定義

路温計設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面に設置されている路温計について、路面切削前に撤去、新品材料による据付け、既設ケーブルとの接続を行うことをいう。

25-23-2 種別

路温計設置工の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
路温計設置工	下り線 544.410 k p
	下り線 544.455 k p

25-23-3 材料及び仕様

路温計設置工に使用する材料及び仕様は、「気象観測設備標準仕様書（施仕第22109号）（令和4年7月）2-4.機能及び仕様（1）路温計」によるものとする。

25-23-4 施工

路温計設置工の施工については、「機械・電気・通信設備標準設計図」に従い施工するものとし、路温計の設置位置は設計図書に示す位置（路肩）とする。なお、設置した路温計については、気象観測局本体との接続までを行うものとする。

25-23-5 数量の検測

路温計設置工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

25-23-6 支払

路温計設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路温計の撤去、撤去部材の運搬、処分、舗装取壊し、路温計の設置、樹脂モルタル、観測局本体への接続、路温計接続後の機器の調整等路温計設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完了するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（5）	路温計設置工	箇所
	路温計設置工	

25-24 セメントミルク注入工

25-24-1 定義

セメントミルク注入工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、開粒度アスファルト舗装施工後にセメントミルクを注入して半たわみ舗装化することをいう。

25-24-2 種別

セメントミルク注入工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

25-28-4 数量の検測

警告ブロック工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

25-28-5 支払

警告ブロック工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 mあたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う警告ブロック工の材料、路盤、敷砂の敷設、保護養生等警告ブロック工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特- (10)	警告ブロック工	
	点状ブロック (PA)	m
	線状ブロック (PA)	m

25-29 構造物嵩上げ工

25-29-1 定義

構造物嵩上げ工とは、休憩施設内にある既設集水ます及びマンホールを舗装の高さ変更に伴い嵩上げるものをいう。

25-29-2 種別

構造物嵩上げ工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
構造物嵩上げ工 集水ます (PA)	既設集水ます蓋掛かり部を取り壊し、舗設した舗装高さまで人力により嵩上げるもの。

25-29-3 材料

構造物嵩上げ工に用いる材料は、共通仕様書 5-4-1 「材料」によるものとする。

25-29-4 施工

(1) 取壊し

取壊しに当たっては、設計図書及び監督員の指示に従って正確かつ慎重に除去しなければならない。

(2) 廃材処理

取壊しによって発生した廃材は、本特記仕様書 15-2 「建設副産物の処理方法」の規定に従って適切に処理するものとする。

(3) コンクリートの打設

構造物嵩上げのためのコンクリートの打設は、共通仕様書 5-4-2 「施工」 (2) 「設置」 6) によるものとする。

25-29-5 数量の検測

既設排水溝嵩上げ工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。

25-28-4 数量の検測

警告ブロック工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

25-28-5 支払

警告ブロック工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1 mあたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う警告ブロック工の材料、路盤、敷砂の敷設、保護養生等警告ブロック工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特- (10)	警告ブロック工	
	点状ブロック (PA)	m
	線状ブロック (PA)	m

25-29 構造物嵩上げ工

25-29-1 定義

構造物嵩上げ工とは、休憩施設内にある既設集水ます及びマンホールを舗装の高さ変更に伴い嵩上げるものをいう。

25-29-2 種別

構造物嵩上げ工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
構造物嵩上げ工 集水ます (PA)	既設集水ます蓋掛かり部を取り壊し、舗設した舗装高さまで人力により嵩上げるもの。

25-29-3 材料

構造物嵩上げ工に用いる材料は、共通仕様書 5-4-1 「材料」によるものとする。

25-29-4 施工

(1) 取壊し

取壊しに当たっては、設計図書及び監督員の指示に従って正確かつ慎重に除去しなければならない。

(2) 廃材処理

取壊しによって発生した廃材は、本特記仕様書 16-2 「建設副産物の処理方法」の規定に従って適切に処理するものとする。

(3) コンクリートの打設

構造物嵩上げのためのコンクリートの打設は、共通仕様書 5-4-2 「施工」 (2) 「設置」 6) によるものとする。

25-29-5 数量の検測

既設排水溝嵩上げ工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。

撤去工 用・排水溝 S t ・ φ 0.30 (P A)	休憩施設の既設円形水路を撤去、運搬、処分をおこなうもの。
撤去工 集水ます T y p e A (P A)	休憩施設の既設集水ますを撤去、運搬、処分をおこなうもの。

25-30-3 施工

撤去工の施工は、既設構造物の撤去を行うに当たり、本線構造物に損傷を与えないように施工するものとする。

25-30-4 廃材処分

下表に示す撤去工の廃材処分に当たっては、本特記仕様書 15-2 「建設副産物の処理方法」に基づき適正に行うものとする。

単価表の項目	廃材の処理場所
撤去工 コンクリート縁石	再資源化施設へ搬出
撤去工 アスファルト縁石	
撤去工 アスファルト縁石 (P A)	
撤去工 防護柵 G r - B - 4 E (P A)	
撤去工 縁石 A (P A)	
撤去工 縁石 B (P A)	
撤去工 縁石 C (P A)	
撤去工 縁石 D (P A)	
撤去工 手すり (P A)	
撤去工 用・排水溝 P u L (G) ・ 0.30 ・ 0.30 (P A)	
撤去工 用・排水溝 S t ・ φ 0.30 (P A)	
撤去工 集水ます T y p e A (P A)	

撤去工 用・排水溝 S t ・ φ 0.30 (P A)	休憩施設の既設円形水路を撤去、運搬、処分をおこなうもの。
撤去工 集水ます T y p e A (P A)	休憩施設の既設集水ますを撤去、運搬、処分をおこなうもの。

25-30-3 施工

撤去工の施工は、既設構造物の撤去を行うに当たり、本線構造物に損傷を与えないように施工するものとする。

25-30-4 廃材処分

下表に示す撤去工の廃材処分に当たっては、本特記仕様書 16-2 「建設副産物の処理方法」に基づき適正に行うものとする。

単価表の項目	廃材の処理場所
撤去工 コンクリート縁石	再資源化施設へ搬出
撤去工 アスファルト縁石	
撤去工 アスファルト縁石 (P A)	
撤去工 防護柵 G r - B - 4 E (P A)	
撤去工 縁石 A (P A)	
撤去工 縁石 B (P A)	
撤去工 縁石 C (P A)	
撤去工 縁石 D (P A)	
撤去工 手すり (P A)	
撤去工 用・排水溝 P u L (G) ・ 0.30 ・ 0.30 (P A)	
撤去工 用・排水溝 S t ・ φ 0.30 (P A)	
撤去工 集水ます T y p e A (P A)	

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
73	19 - (1)	交通規制工 車線規制 (昼夜連続) IV×1×0×2	1	回			
74	19 - (1)	交通規制工 車線規制 (昼夜連続) V×1×0×3	1	回			
75	19 - (1)	交通規制工 休憩施設規制 (昼夜連続) (PA)	4	回			
76	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 1	297	人・日			
77	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 2	71	人・日			
78	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 3	425	人・日			
79	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 4	368	人・日			
80	特 - (1)	路面切削工 A	1,422	m ³			
81	特 - (1)	路面切削工 A (PA)	3,893	m ³			
82	特 - (2)	注意喚起溝工 注意喚起溝工	15,305	m			
83	特 - (3)	床板補修工 床板上面はつり工 (WJ) (小屋の沢橋 上り線)	19.94	m ³			
84	特 - (3)	床板補修工 超速硬コンクリート	19.94	m ³			

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
73	19 - (1)	交通規制工 車線規制 (昼夜連続) IV×1×0×2	1	回			
74	19 - (1)	交通規制工 車線規制 (昼夜連続) V×1×0×3	1	回			
75	19 - (1)	交通規制工 休憩施設規制 (昼夜連続) (PA)	4	回			
76	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 1	297	人・日			
77	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 2	71	人・日			
78	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 3	731	人・日			
79	19 - (2)	交通保安要員 交通監視員A 4	62	人・日			
80	特 - (1)	路面切削工 A	1,422	m ³			
81	特 - (1)	路面切削工 A (PA)	3,893	m ³			
82	特 - (2)	注意喚起溝工 注意喚起溝工	15,305	m			
83	特 - (3)	床板補修工 床板上面はつり工 (WJ) (小屋の沢橋 上り線)	19.94	m ³			
84	特 - (3)	床板補修工 超速硬コンクリート	19.94	m ³			

割掛対象表
参考内訳書

(誤)

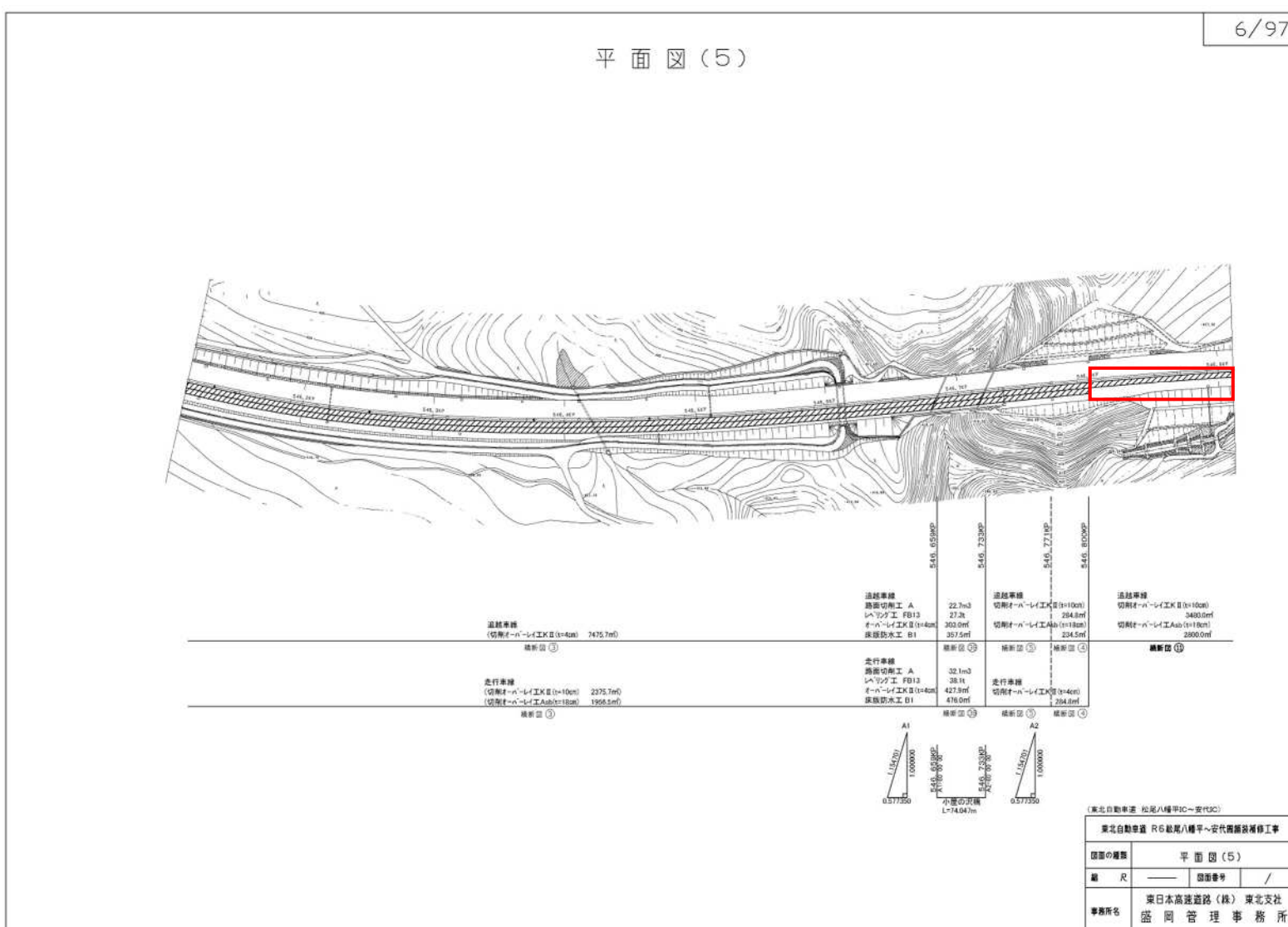
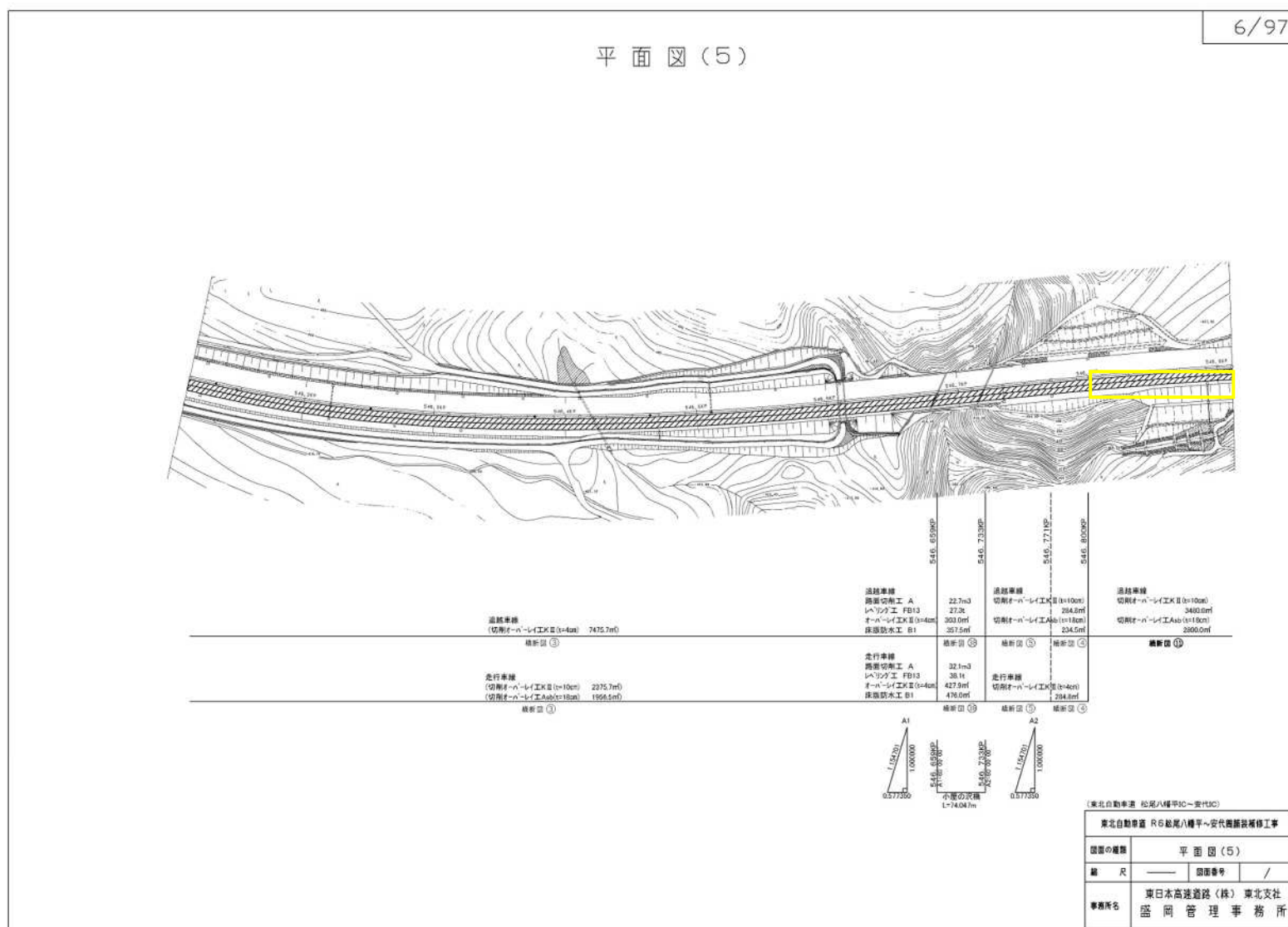
【雑工事費】

割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面
残アスファルト合 材等の取り除き費	切削オーバーレイ工において橋梁部のレベリング層 を含めた改良を実施する場合における、路面切削後の 床版面に残ったアスファルト合材や防水工の除去に要 する費用をいう。	バックホウ、コンプレッサー、ピックハンマー 1式 (対象橋梁) 高機積機 (上り線) - 198㎡ 既床版面防水工有り 高機積機 (下り線) - 239㎡ 既床版面防水工有り 小屋の沢機 (上り線) - 759㎡ 既床版面防水工有り 【合計: 1,196㎡】	
事前コア採取費	舗装補修工事において、施工開始前に実施する舗装 部の切取コア採取、切取コア採取孔の復旧及び切取コ ア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・ 試験法便覧005の試験法に基づき、舗装表面から上層 路盤 (アスファルト安定処理層) の下面までφ10cmの コアを採取する。コア採取孔は、アスファルト混合物 で埋め戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧す るものとする。 なお、採取ピッチは100㎡に3本とし、これに要する 交通規制費及び交通監視員費は含むものとし、本特記 仕様書 2.5-1.6 交通規制工に準じて実施するものと する。	コア採取数-760個 t=2.1cm 322個、t=2.8cm 438個 (必要規制) 路肩規制 I×1 4日規制 車線規制 I×1×0 15日規制 車線規制 II×1×0 18日規制 車線規制 III×1×0 6日規制 車線規制 IV×1×0 2日規制 車線規制 V×1×0 1日規制 (必要交通監視員) 交通監視員A 3 92人・日	○
試験舗装費	良好なアスファルト表層工等を仕上げるために数回 し、締固め方法を検討することを目的に行う舗装を いい、在来舗装の切削、切削、舗装機材の処理、混合 物の製造、運搬及び舗設、選骨材散布、工専用機械運 搬等に要する費用をいう。2プラントを使用予定であ るため、試験舗装は2プラント分を行うものとする。た だし、高機積II型 5.0cm、開粒度 4.0cm、開粒度 5.0 cmについては1プラント分を行うものとする。	2層施工 2プラント 150㎡/プラント 高機積II型 4.0cm - 300㎡ 高機積II型 5.0cm - 300㎡ 選水性基層 6.0cm - 300㎡ FB13 3.5cm - 300㎡ 1層施工 1プラント 150㎡/プラント 高機積II型 5.0cm - 150㎡ 開粒度 4.0cm - 150㎡ 開粒度 5.0cm - 150㎡	

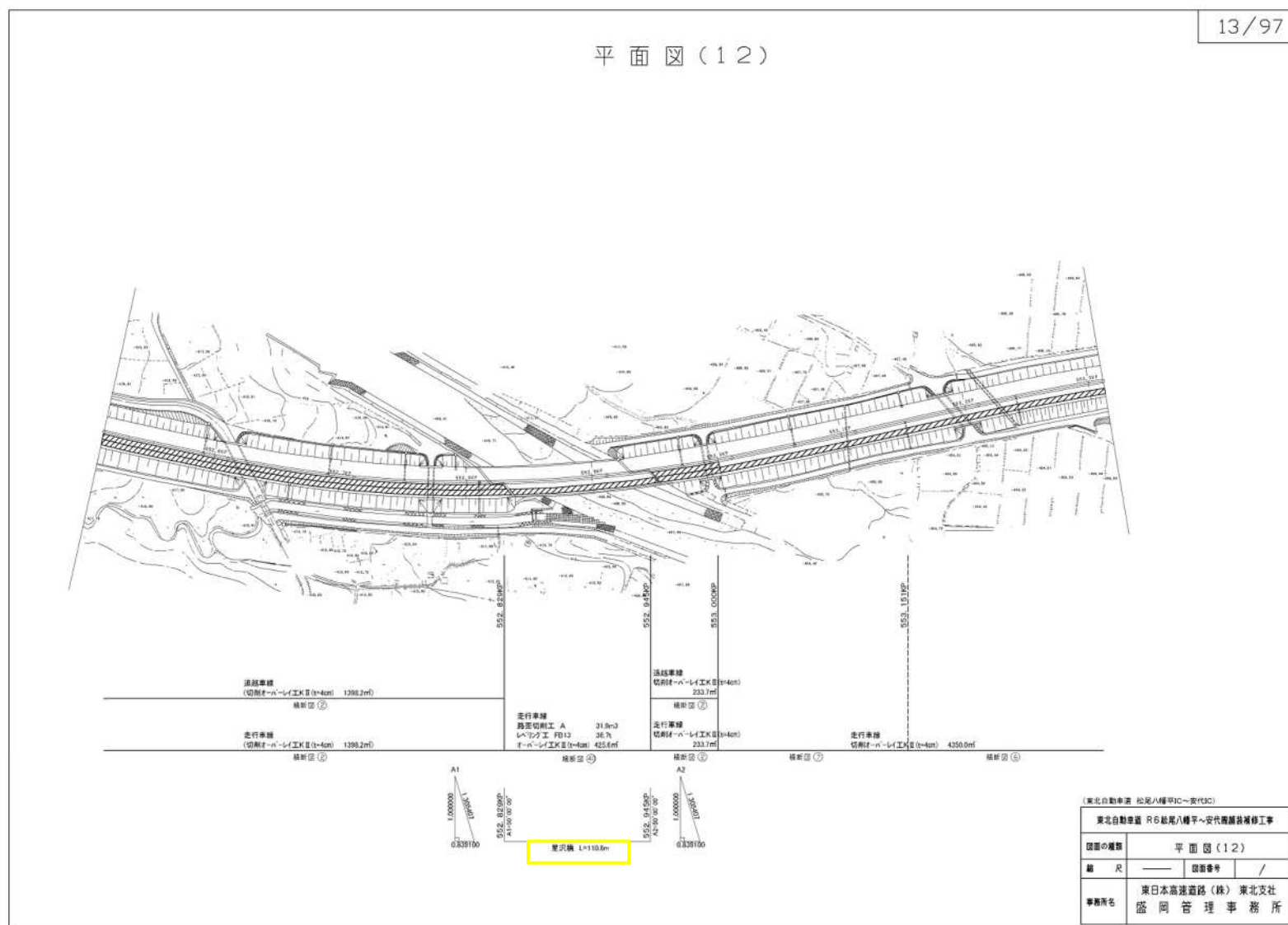
(正)

【雑工事費】

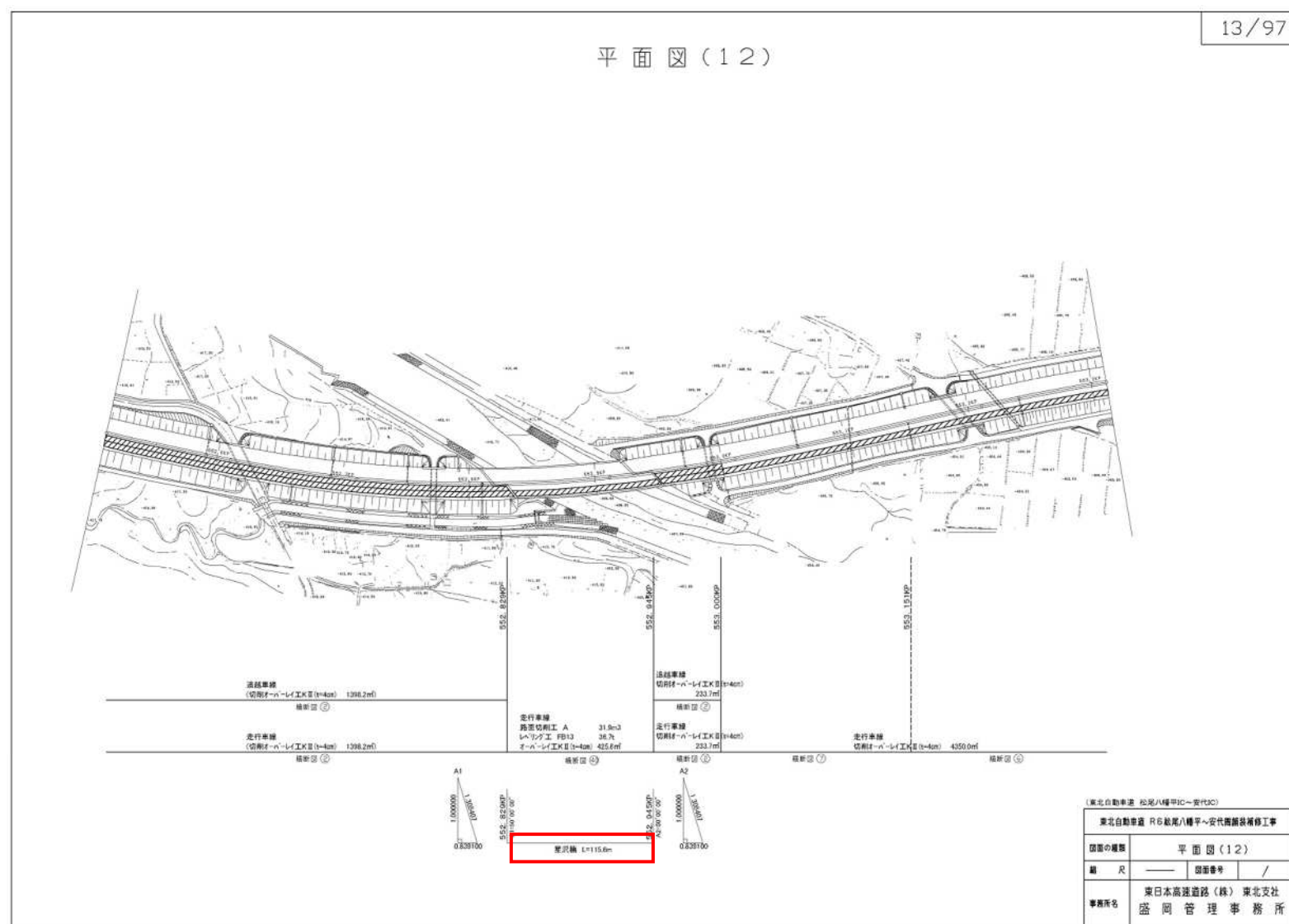
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面
残アスファルト合 材等の取り除き費	切削オーバーレイ工において橋梁部のレベリング層 を含めた改良を実施する場合における、路面切削後の 床版面に残ったアスファルト合材や防水工の除去に要 する費用をいう。	バックホウ、コンプレッサー、ピックハンマー 1式 (対象橋梁) 高機積機 (上り線) - 198㎡ 既床版面防水工有り 高機積機 (下り線) - 239㎡ 既床版面防水工有り 小屋の沢機 (上り線) - 759㎡ 既床版面防水工有り 【合計: 1,196㎡】	
事前コア採取費	舗装補修工事において、施工開始前に実施する舗装 部の切取コア採取、切取コア採取孔の復旧及び切取コ ア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・ 試験法便覧005の試験法に基づき、舗装表面から上層 路盤 (アスファルト安定処理層) の下面までφ10cmの コアを採取する。コア採取孔は、アスファルト混合物 で埋め戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧す るものとする。 なお、採取ピッチは100㎡に3本とし、これに要する 交通規制費及び交通監視員費は含むものとし、本特記 仕様書 2.5-1.6 交通規制工に準じて実施するものと する。	コア採取数-760個 t=2.1cm 322個、t=2.8cm 438個 (必要規制) 路肩規制 I×1 4日規制 車線規制 I×1×0 15日規制 車線規制 II×1×0 18日規制 車線規制 III×1×0 6日規制 車線規制 IV×1×0 2日規制 車線規制 V×1×0 1日規制 (必要交通監視員) 交通監視員A 3 92人・日	○
試験舗装費	良好なアスファルト表層工等を仕上げるために数回 し、締固め方法を検討することを目的に行う舗装を いい、在来舗装の切削、切削、舗装機材の処理、混合 物の製造、運搬及び舗設、選骨材散布、工専用機械運 搬等に要する費用をいう。2プラントを使用予定であ るため、試験舗装は2プラント分を行うものとする。た だし、開粒度 4.0cm、開粒度 5.0cmについては1プラ ント分を行うものとする。	2層施工 2プラント 150㎡/プラント 高機積II型 4.0cm - 300㎡ 高機積II型 5.0cm - 300㎡ 選水性基層 6.0cm - 300㎡ FB13 3.5cm - 300㎡ 1層施工 1プラント 150㎡/プラント 開粒度 4.0cm - 150㎡ 開粒度 5.0cm - 150㎡ セメントミルク注入工A (t=4cm) (PA) - 150㎡ セメントミルク注入工B (t=5cm) (PA) - 150㎡	



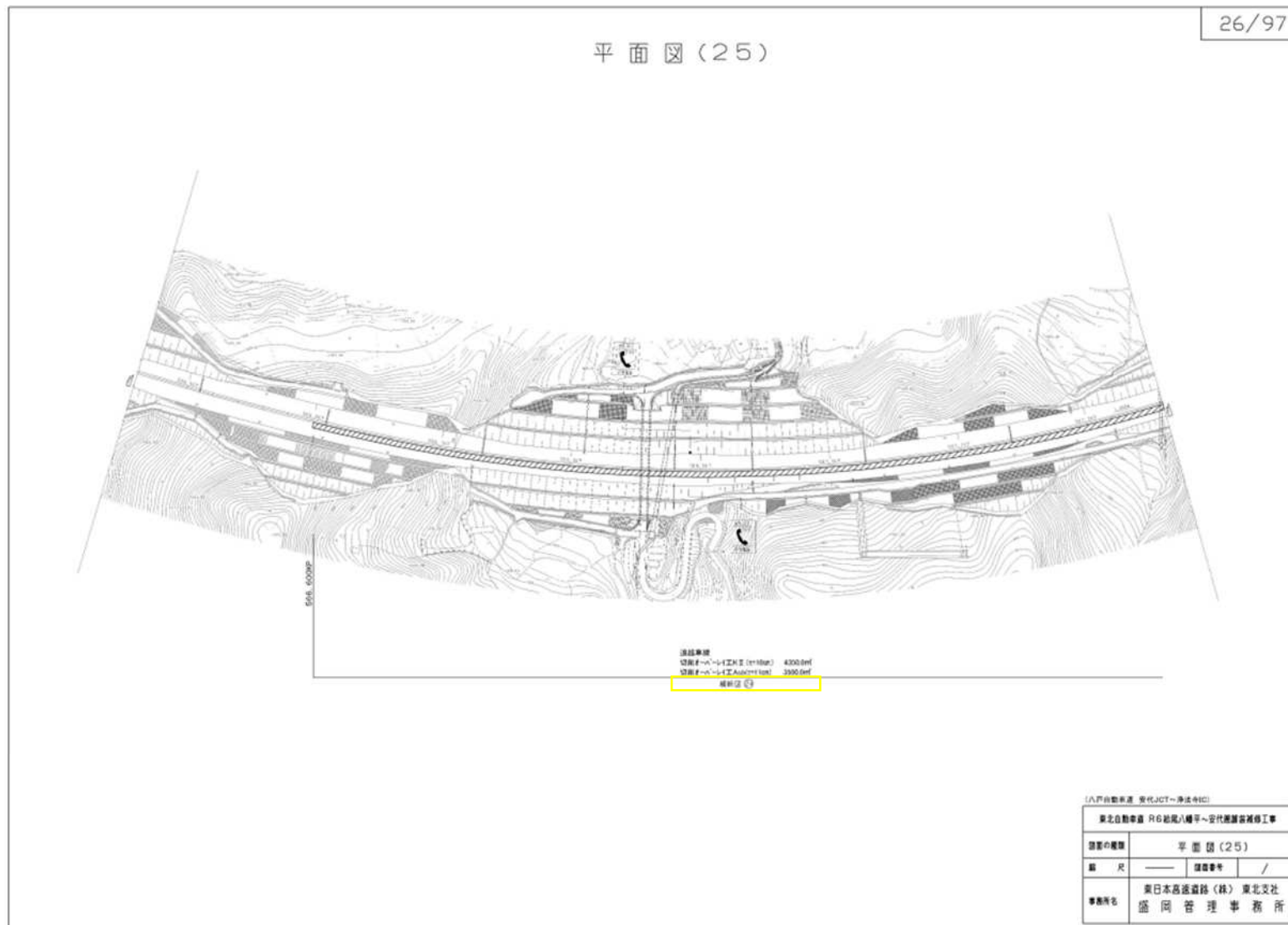
(誤)



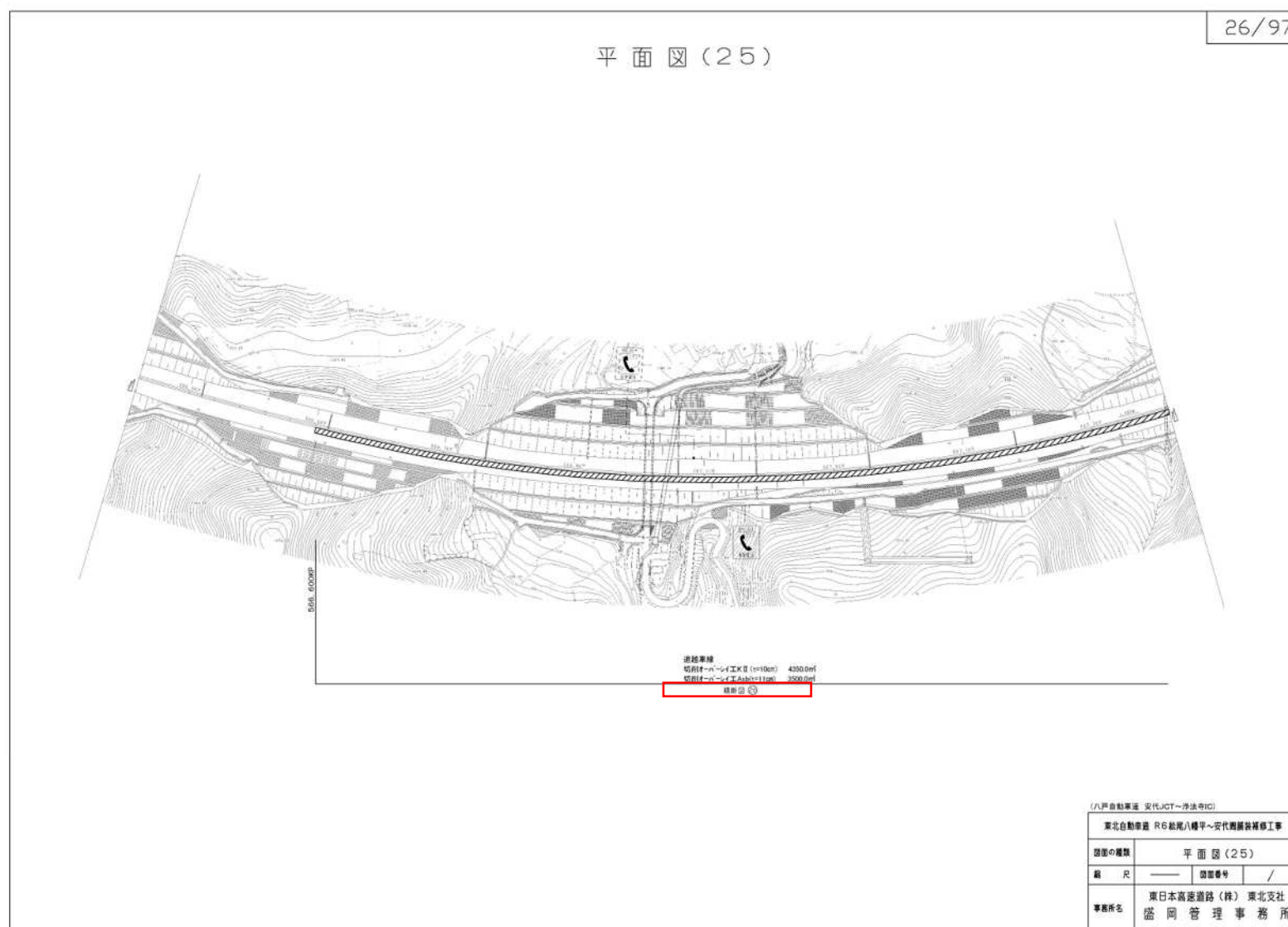
(正)

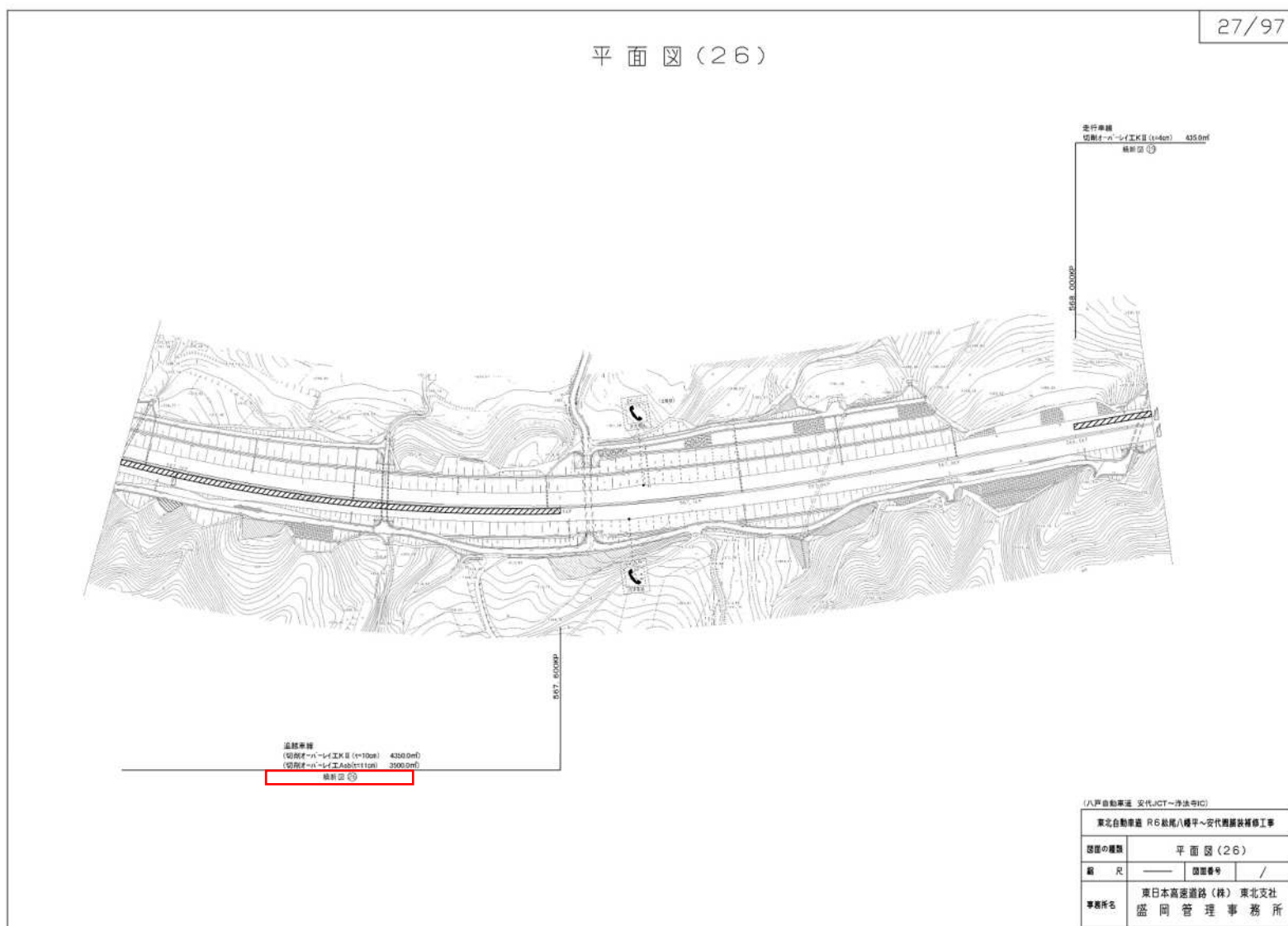
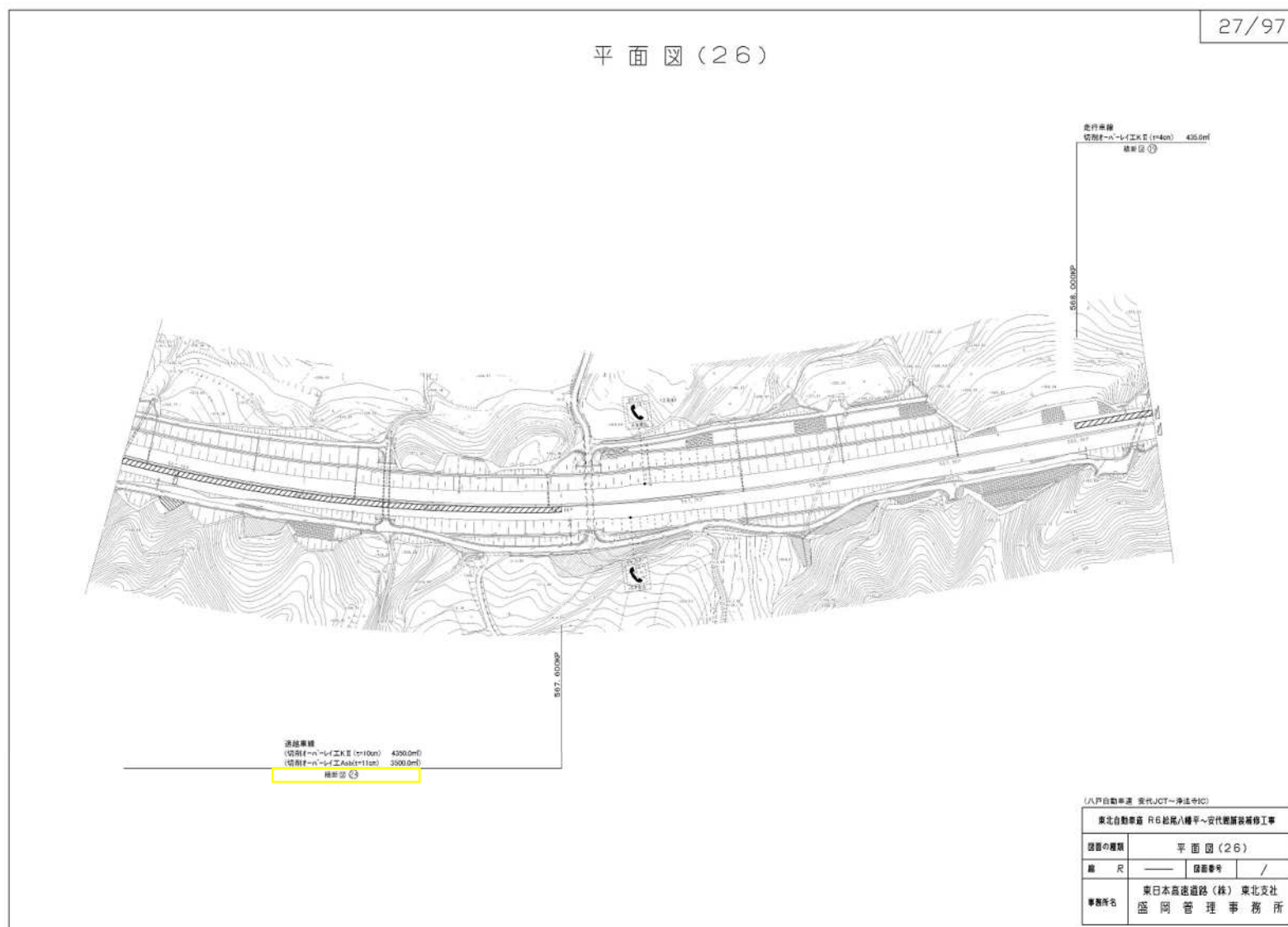


(誤)

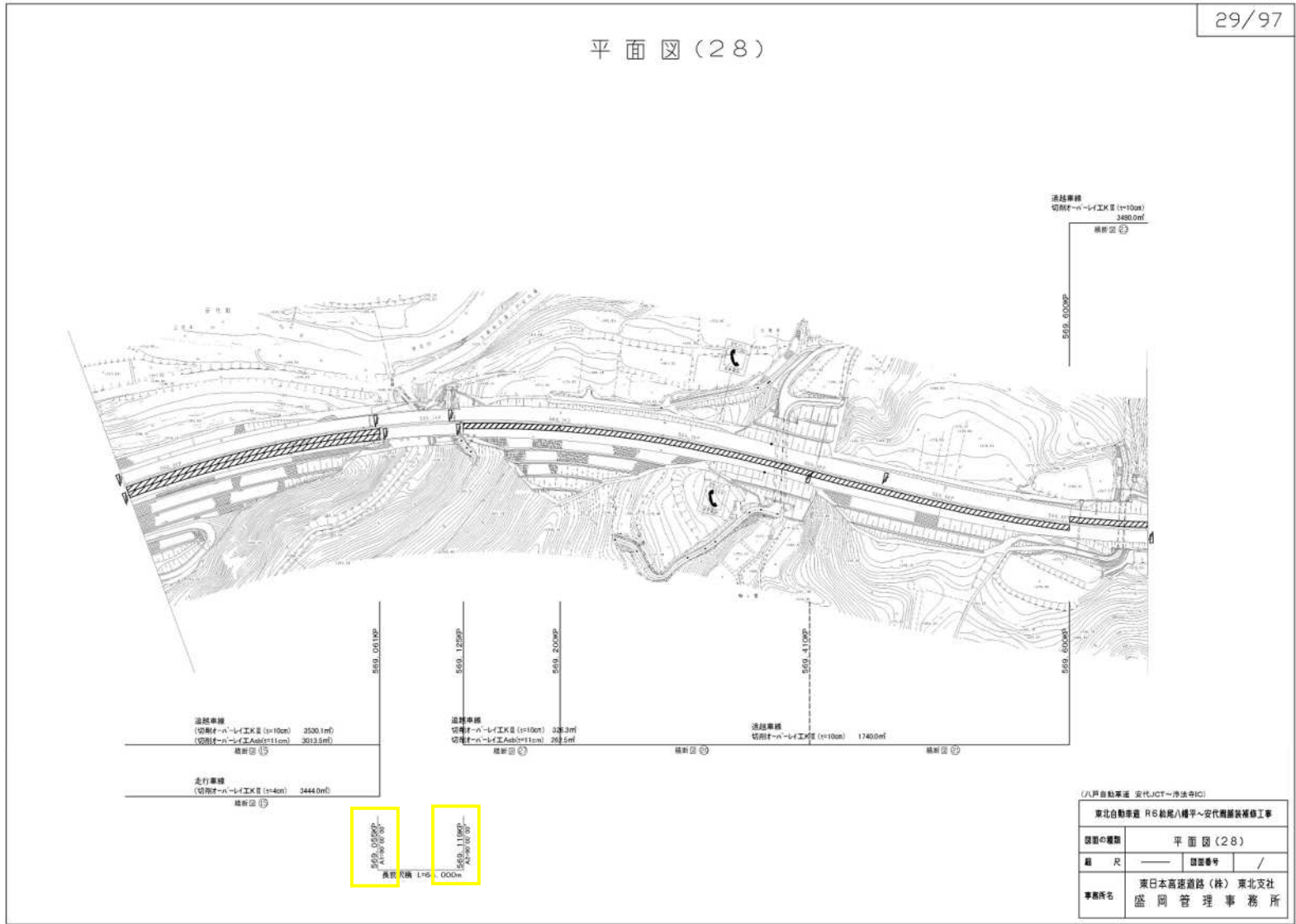


(正)

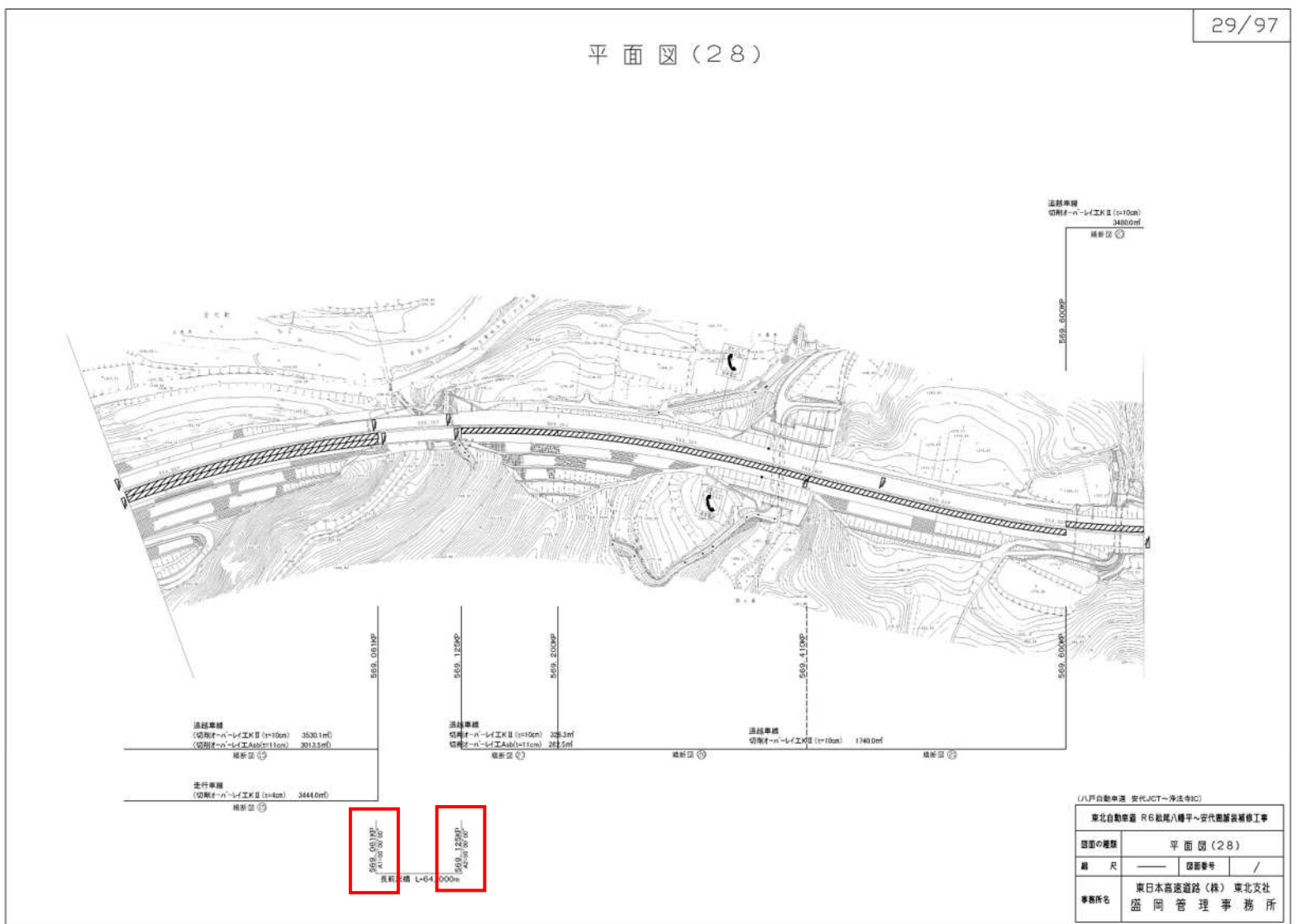


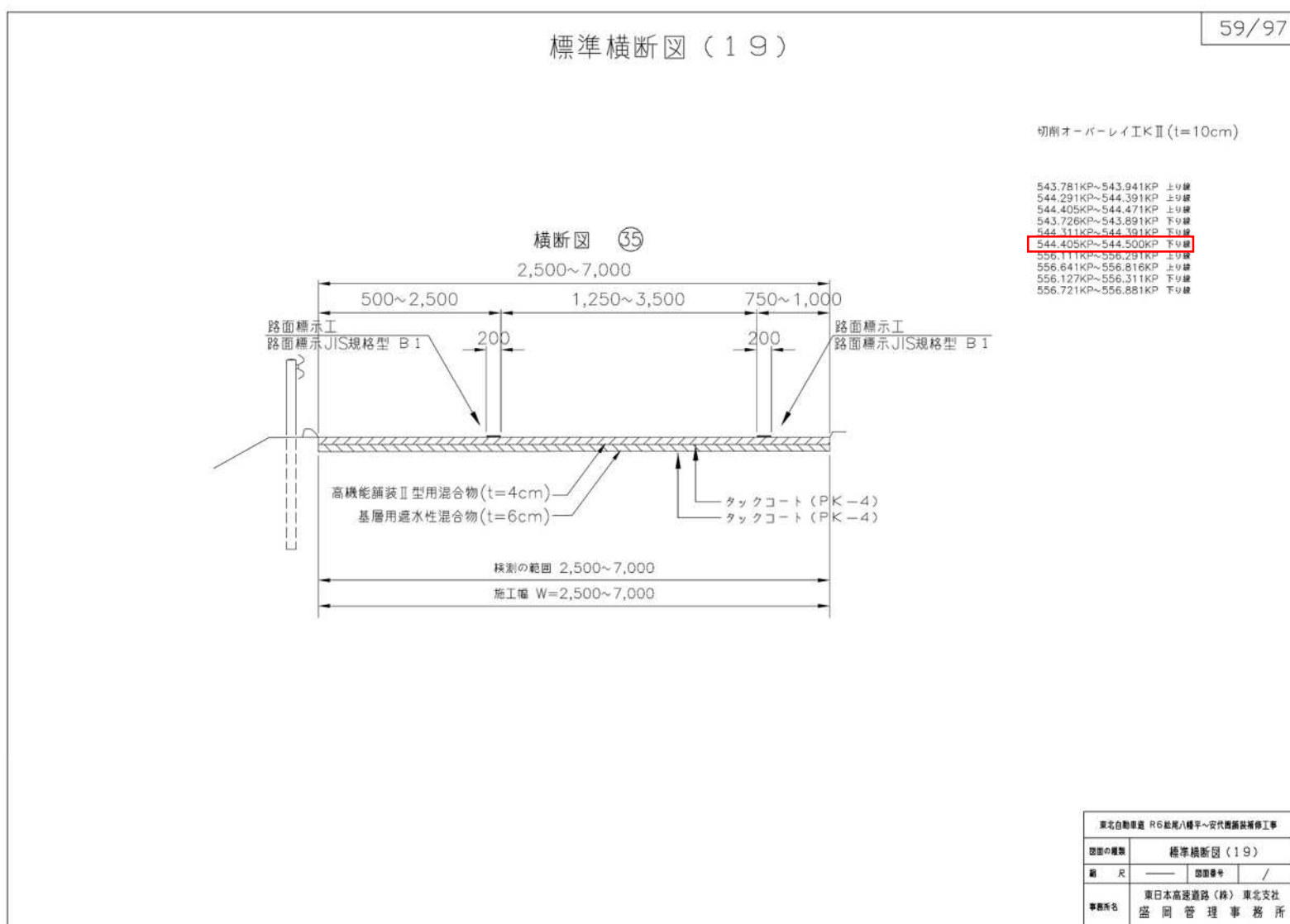
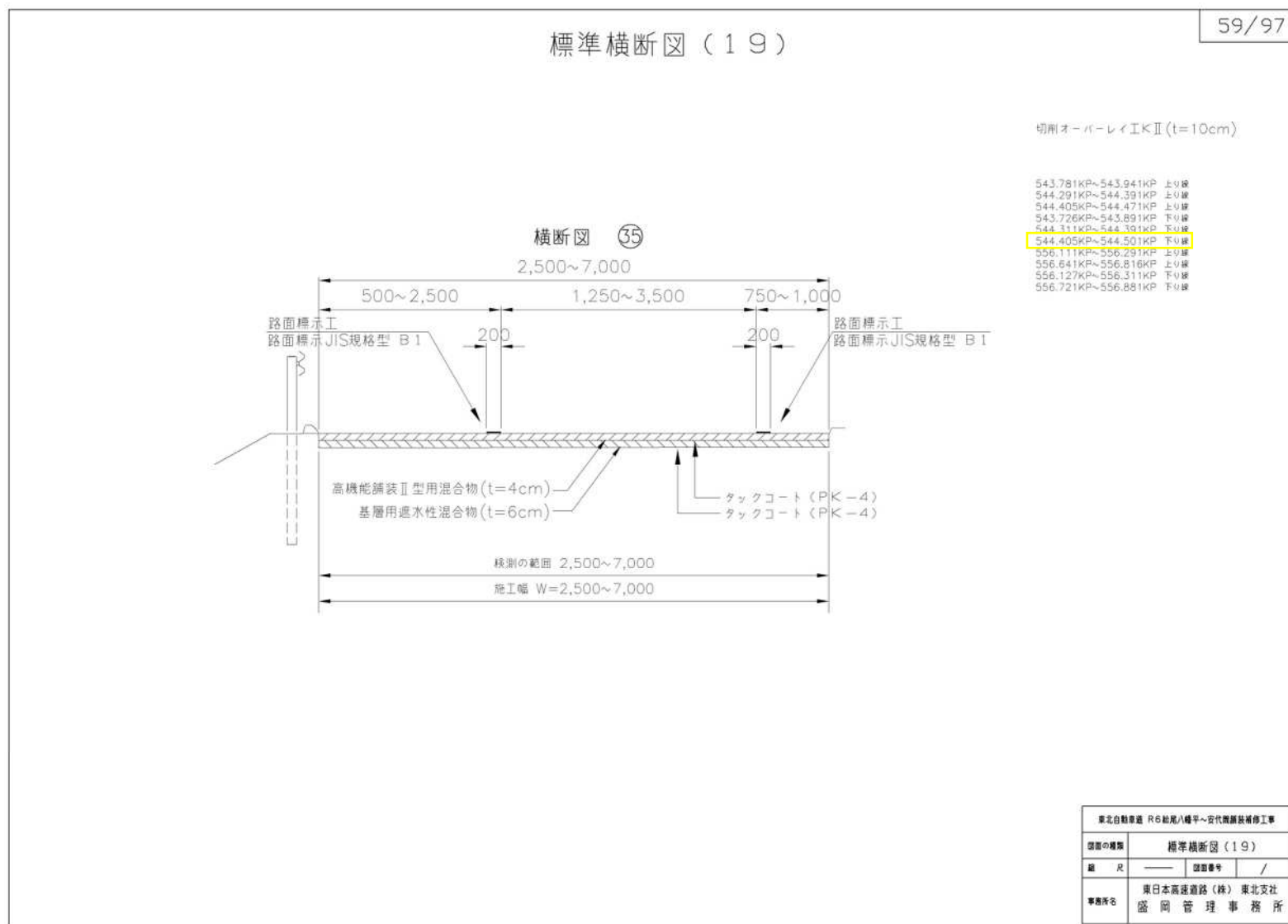


(誤)

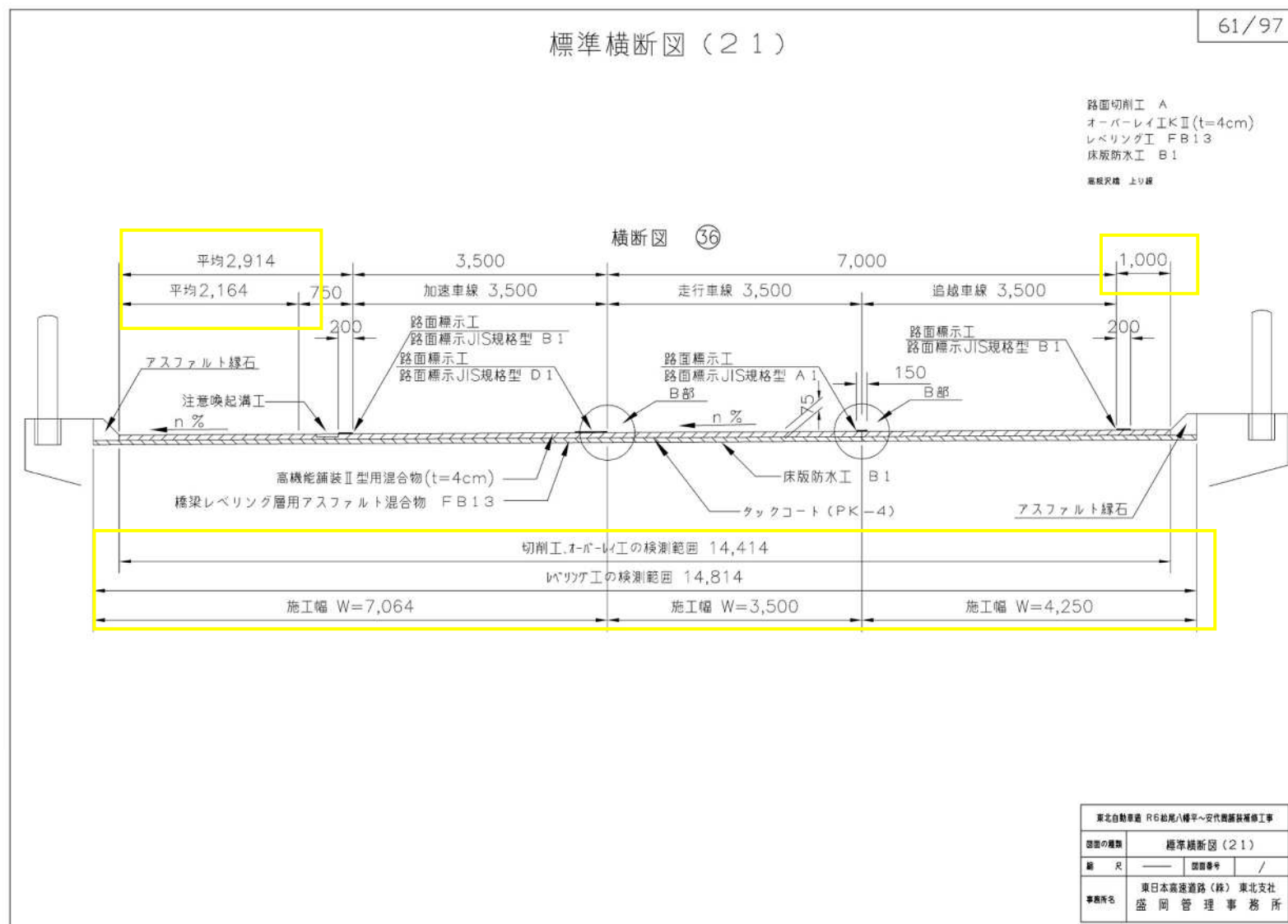


(正)

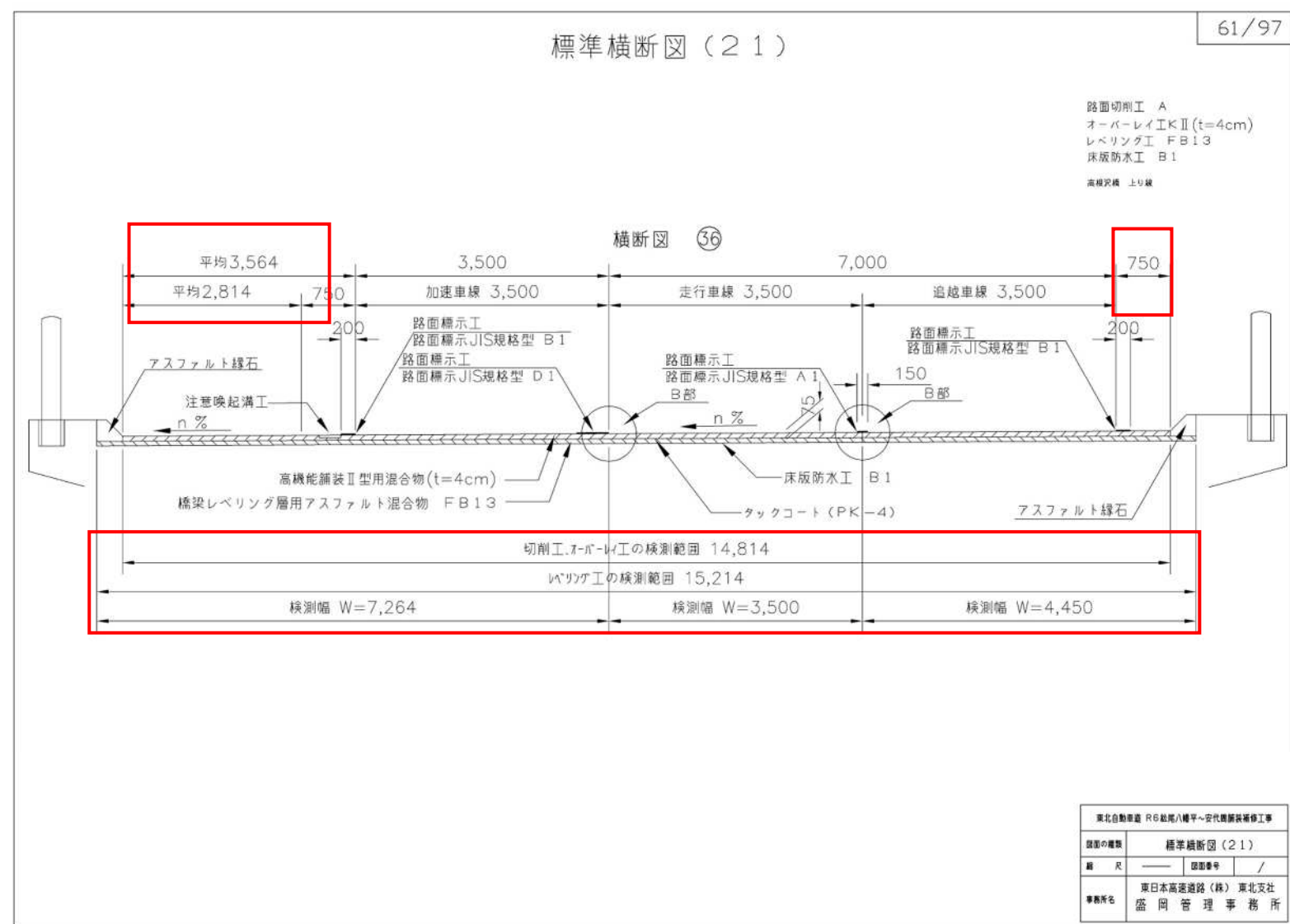




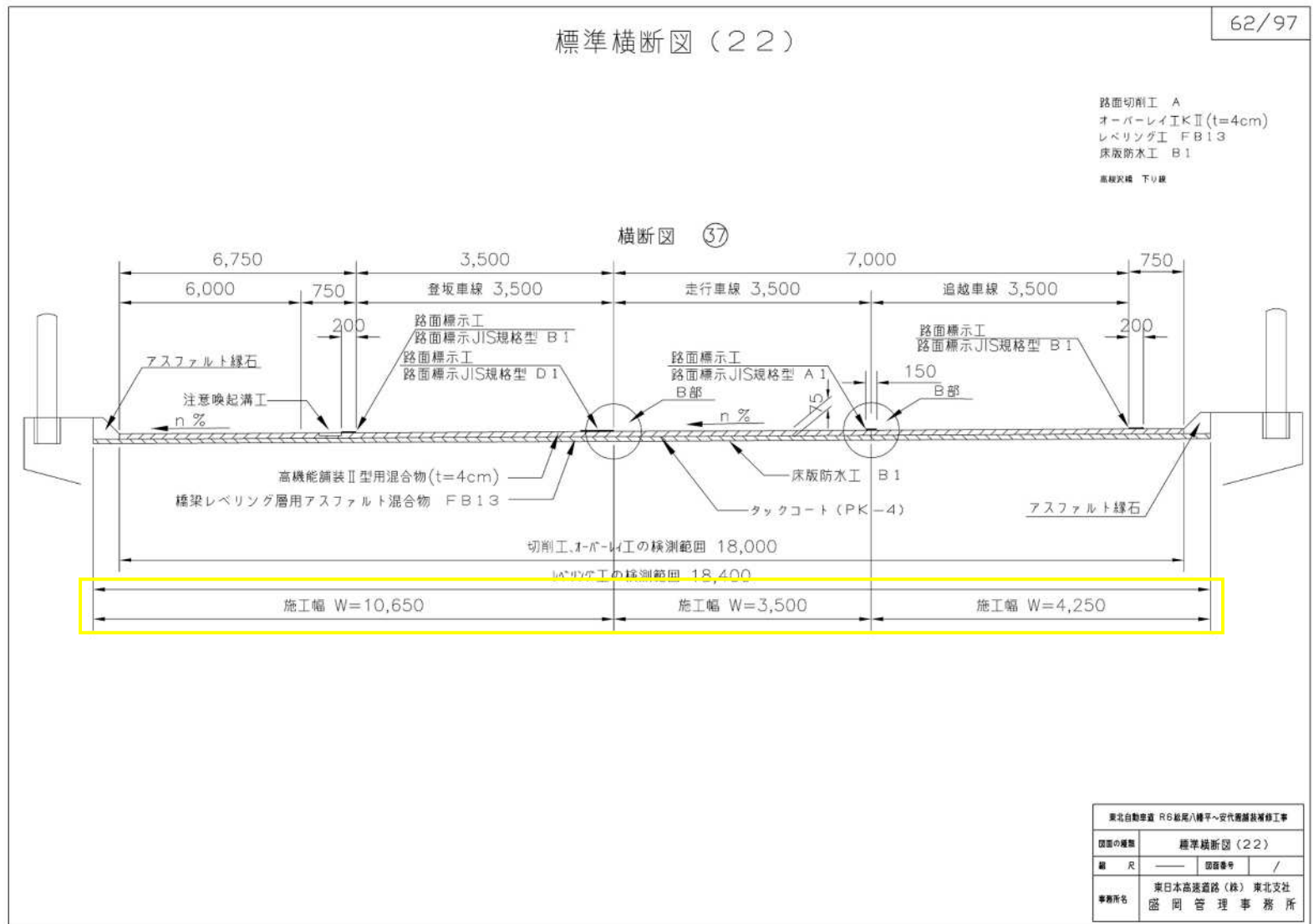
(誤)



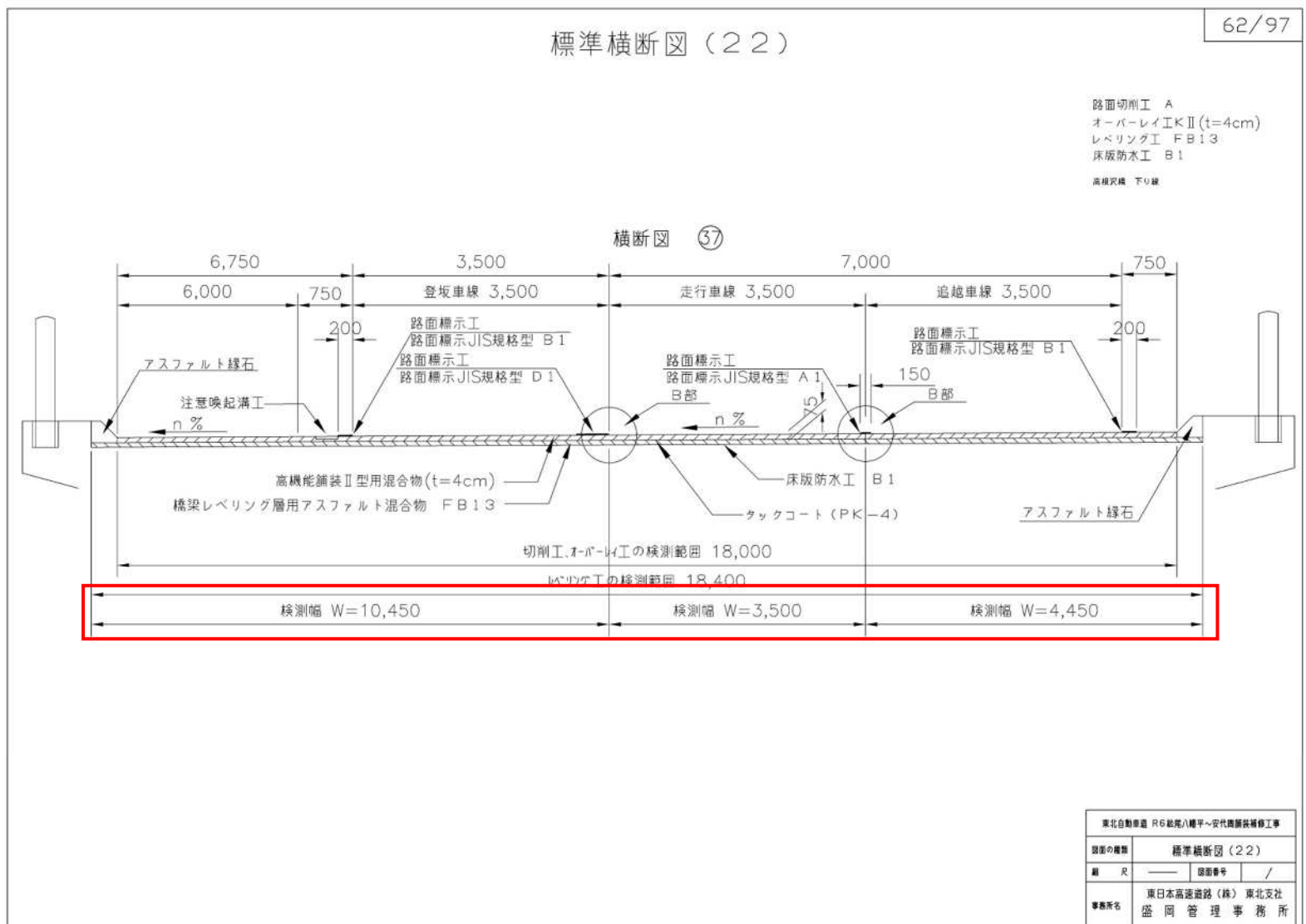
(正)



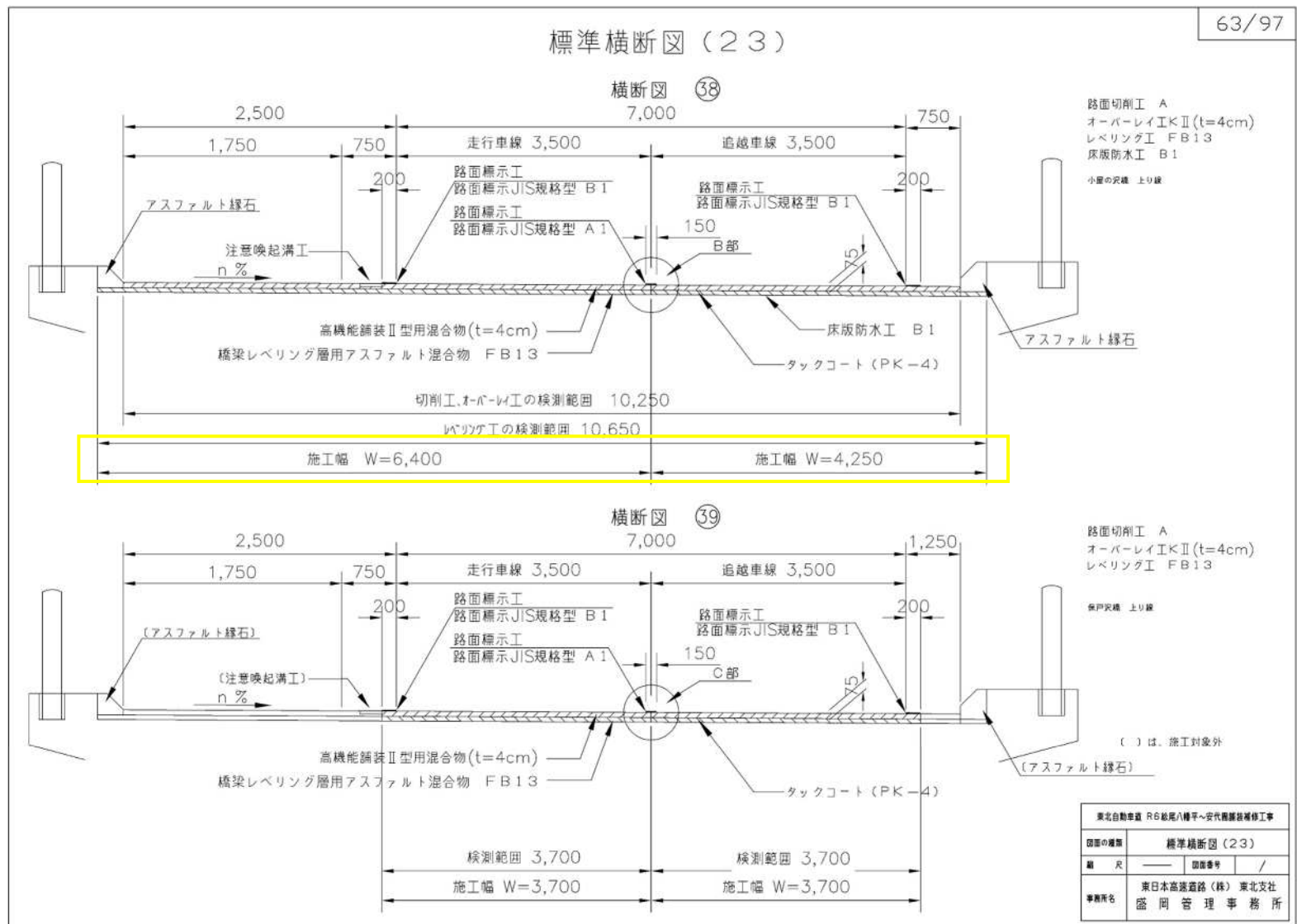
(誤)



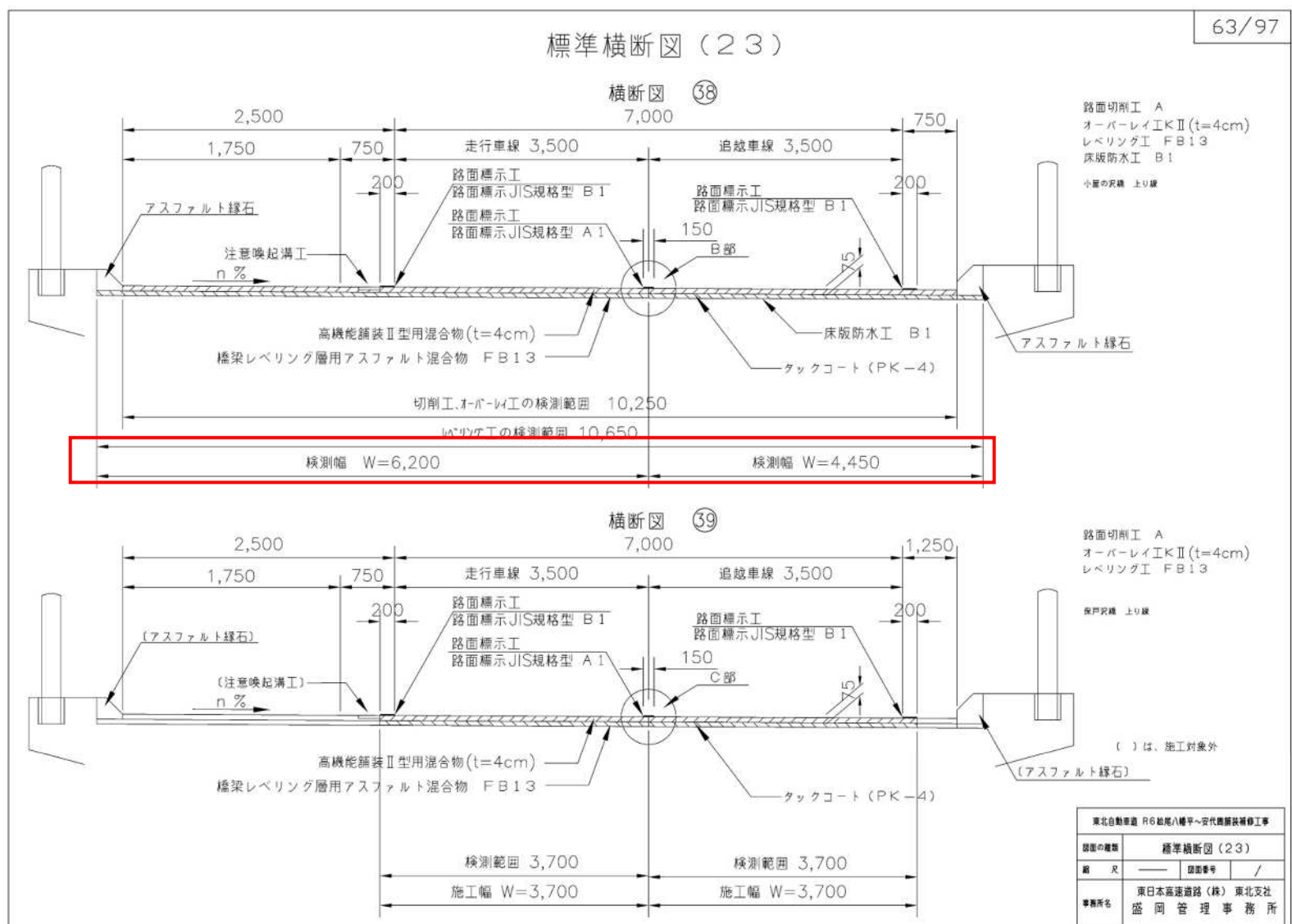
(正)

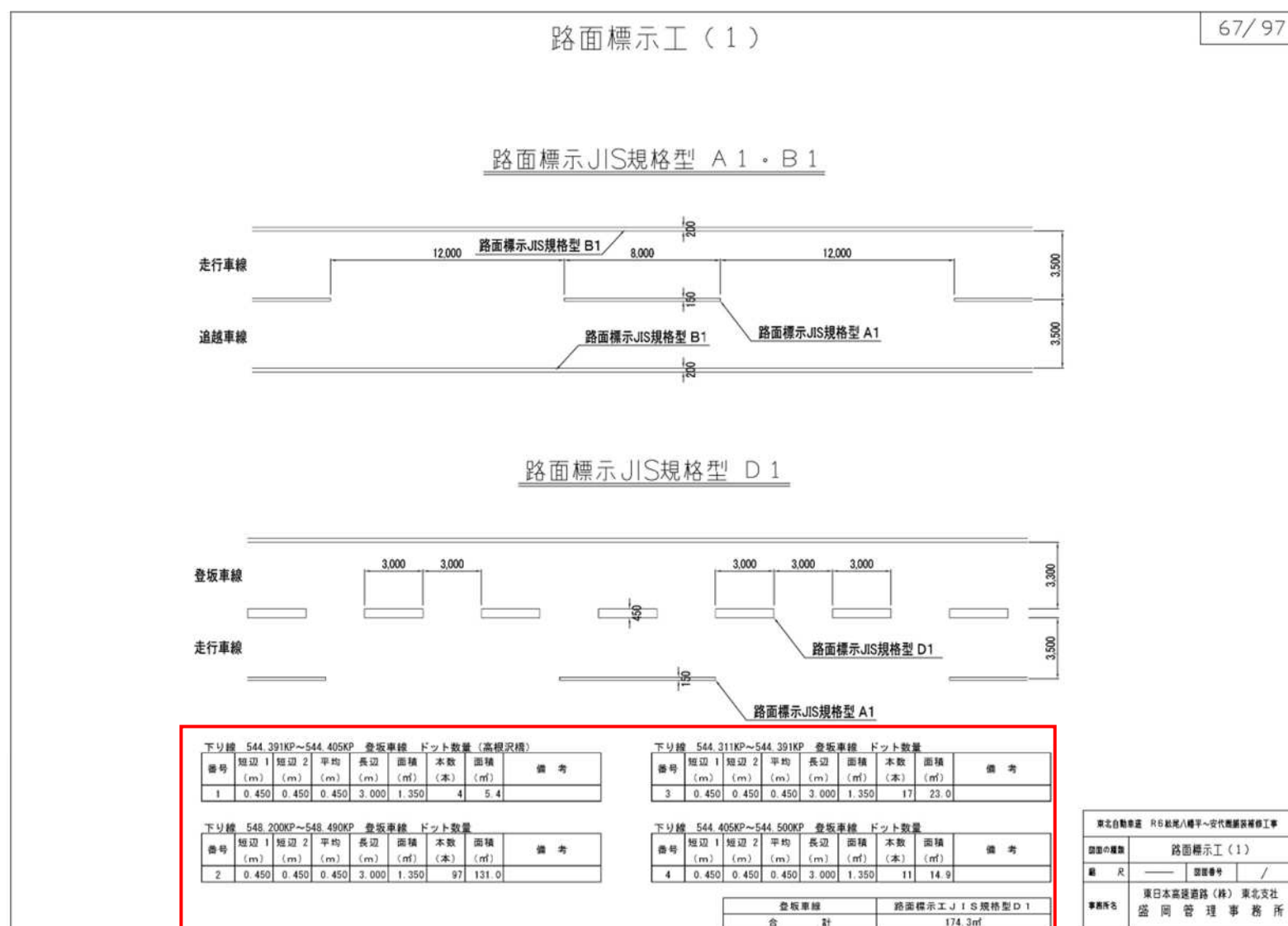
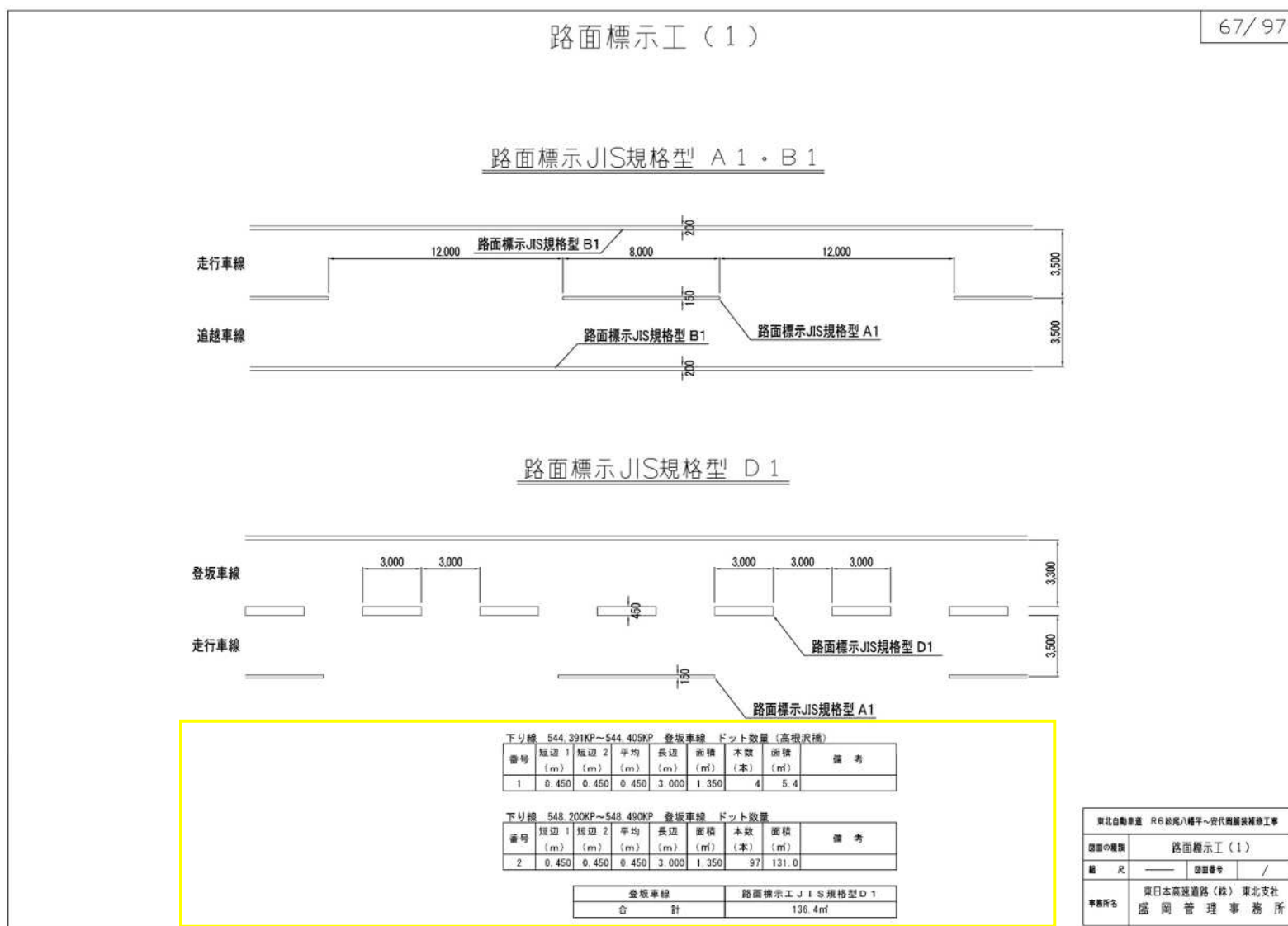


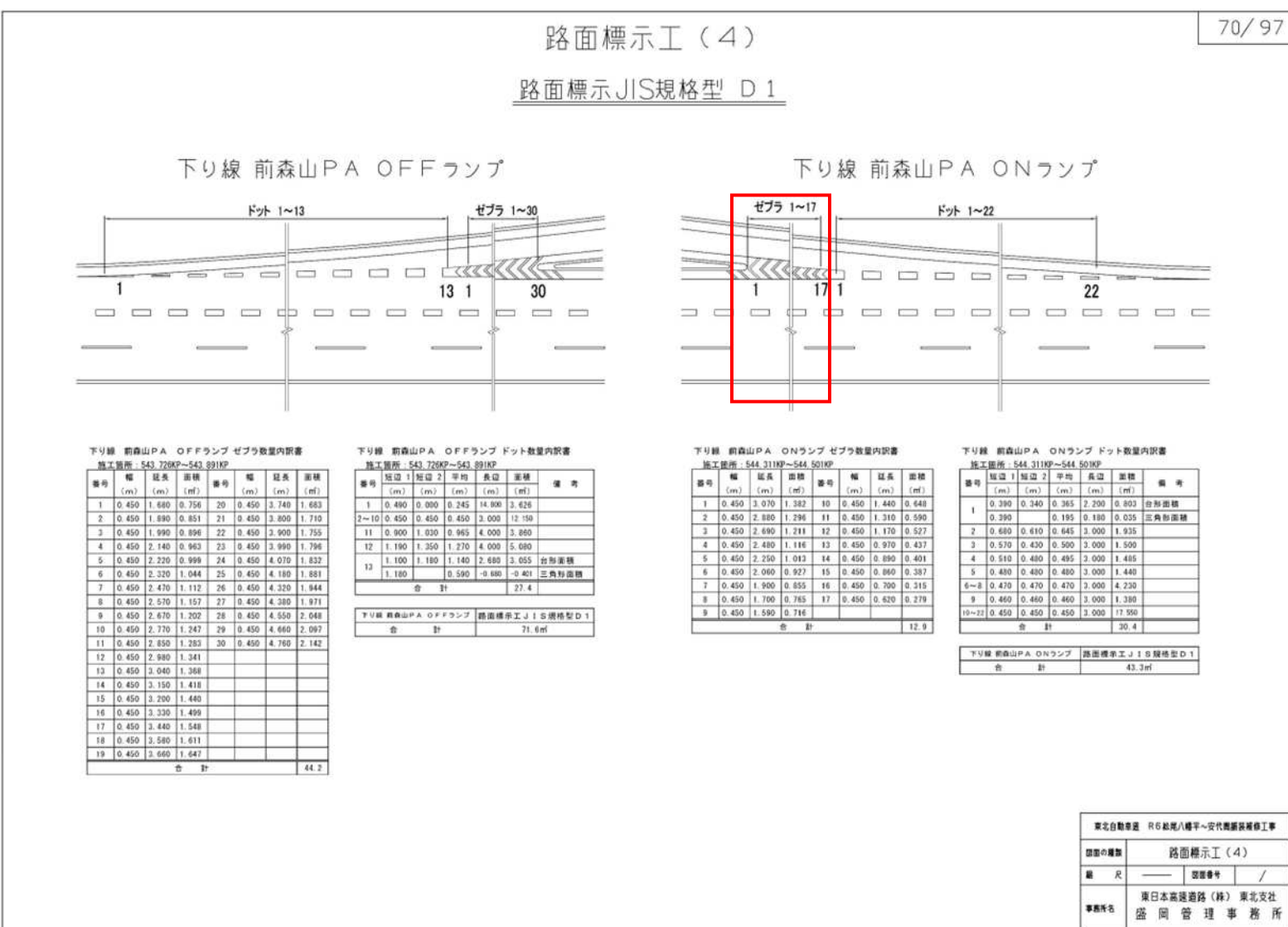
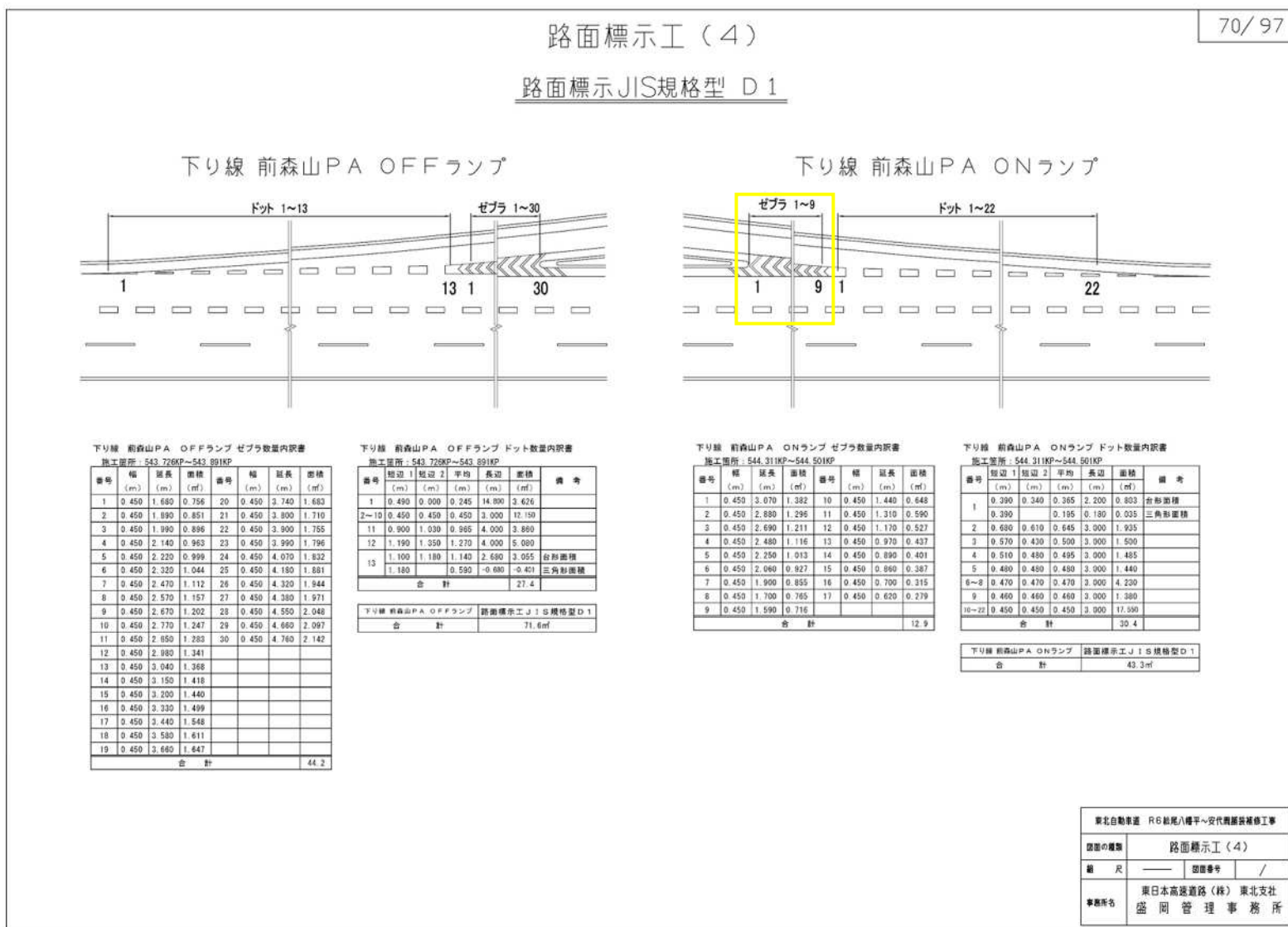
(誤)



(正)







路面標示工(10) 路面標示JIS規格型 A1・B1 数量表

Main data table for '路面標示工(10)' with columns for stationing, work items, and quantities. Includes a summary table at the bottom right.

Summary table for '路面標示工(10)' including project name, scale, and contractor information.

路面標示工(10) 路面標示JIS規格型 A1・B1 数量表

Main data table for '路面標示工(10)' with columns for stationing, work items, and quantities. Includes a summary table at the bottom right.

Summary table for '路面標示工(10)' including project name, scale, and contractor information.

